

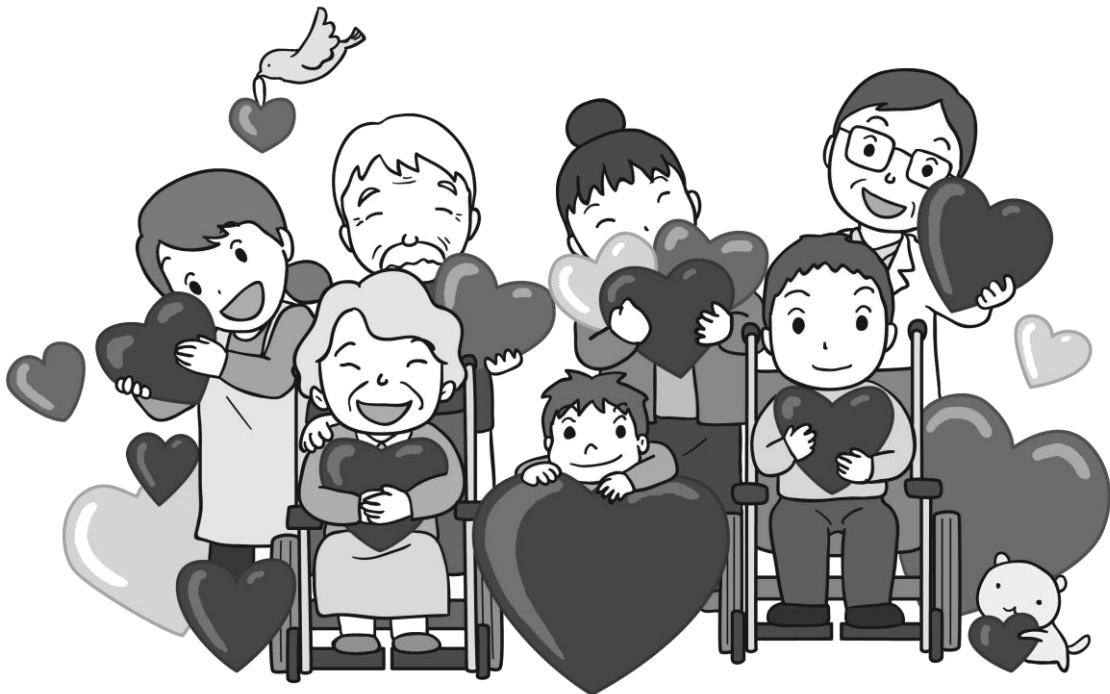


# 刈谷市障害者計画

2018 年度～2023 年度

## 第5期刈谷市障害福祉計画 第1期刈谷市障害児福祉計画

2018 年度～2020 年度



はじめに

(市長あいさつ)

# 目次

## I 刈谷市障害者計画

### 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨 .....	4
2 計画の性格 .....	6
3 計画の期間 .....	6

### 第2章 障害のある人等の状況

1 人口構造の状況 .....	8
2 障害者・障害児数の状況 .....	9
3 市民意識調査からの意見 .....	15
4 当事者団体等からの意見 .....	23

### 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念 .....	28
2 基本目標 .....	28
3 施策の重点課題 .....	29
4 施策の体系 .....	31

### 第4章 施策の展開

1 暮らしの基盤づくり .....	35
2 自立と社会参加の基盤づくり .....	44
3 人にやさしいまちづくり .....	53

## II 第5期刈谷市障害福祉計画・第1期刈谷市障害児福祉計画

### 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨 .....	64
2 計画の性格 .....	67
3 計画の期間 .....	67
4 障害福祉サービスの利用状況 .....	68
5 地域生活支援事業の利用状況 .....	73
6 障害児通所支援等の利用状況 .....	77
7 市内事業所の状況 .....	78

## 第2章 成果目標の設定

- 1 国の成果目標 ..... 80
- 2 本市の成果目標の設定 ..... 81

## 第3章 障害福祉サービス等の見込み

- 1 障害福祉サービスの見込み ..... 86
- 2 地域生活支援事業の見込み ..... 91
- 3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み ..... 97

## Ⅲ 計画の推進体制

- 1 計画の広報・周知 ..... 100
- 2 計画の推進 ..... 100
- 3 計画の進捗管理 ..... 102

## 資料編

- 1 策定経過 ..... 104
- 2 懇話会 ..... 105
- 3 用語解説 ..... 108

# I 刈谷市障害者計画



---

# 第1章 計画の概要

---

# 1 計画策定の背景と趣旨

---

## (1) 計画策定の趣旨

わが国では、2006（平成18）年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」批准に向け、2009（平成21）年に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、様々な法整備を進めてきました。その結果、2014（平成26）年1月20日に条約に批准し、同年2月より効力が生じることとなりました。その後も、2016（平成28）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、同年5月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（「障害者総合支援法」「児童福祉法」の一部改正）の成立等、障害者福祉向上への制度改革が進んでいます。

本市では、2012（平成24）年度から2017（平成29）年度までの6年間を計画期間とする「刈谷市障害者計画」を策定し、様々な障害者施策を推進してきました。近年では、新たなグループホームの整備、西三河南部西圏域での障害者就業・生活支援センターの設置、自立支援協議会での各専門部会の開催、成年後見支援センターの設置、基幹相談支援センター「灯」の設置等、障害福祉サービスの充実や地域連携の強化が進んでいます。さらに、2018（平成30）年には肢体不自由児向けの特別支援学校の開校が予定されています。

一方で、障害のある人や事業者、当事者団体等への調査では当事者や事業者の視点から様々な課題が把握され、今後も継続して、障害のある人が地域で安心して、自分らしく生活できるための支援を進めていく必要があります。

以上を踏まえ、本市の障害者施策の基本的な方向性を示すものとして、2018（平成30）年度から2023年度までの6年間を計画期間とする「刈谷市障害者計画」を策定します。



## (2) 障害者に関連する各種制度・法律等の動向

国では「障害者権利条約」の批准に向け、障害のある人に関連する各種制度・法律等の整備を進めてきました。本計画においては、このような動向を踏まえ、各計画の見直し、策定を行います。

### ■国と刈谷市の動き

(年度)	国の主な流れ	概要	刈谷市の計画
2006	障害者自立支援法施行	自立支援法に基づく新体系サービスへの移行がはじまる。応益負担によるサービス費用の一部が自己負担となる。	刈谷市障害福祉計画
2007	学校教育法改正	特別支援教育がはじまる。	
	障害者権利条約署名	障害者の権利条約の締結に向けた取組みがはじまる。	
2008	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用納付金制度の適用対象範囲が拡大される。	刈谷市障害者計画
2009	障害者制度改革	「障がい者制度改革推進会議」が開催される。	
2010	障害者自立支援法の一部改正	利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が盛り込まれる。	第2期刈谷市障害福祉計画
2011	障害者虐待防止法成立	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務を定めた法律が成立する。	
	障害者基本法の一部改正	目的規定や障害者の定義等を見直した改正法が成立する。	
2012	障害者優先調達推進法成立	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。	第3期刈谷市障害福祉計画
	障害者総合支援法成立	「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や、障害者の範囲の拡大等を定めた法律が成立する。	
2013	障害者差別解消法成立	差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等を定めた法律が成立する。	刈谷市障害者計画
2014	障害者権利条約批准	「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託し、2014（平成26）年2月19日より国内において効力が生じる。	
2015	障害者差別解消法基本方針の閣議決定	「障害者差別解消法」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示す。	第4期刈谷市障害福祉計画
2016	障害者雇用促進法改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務化する。	
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進める。	
2017			

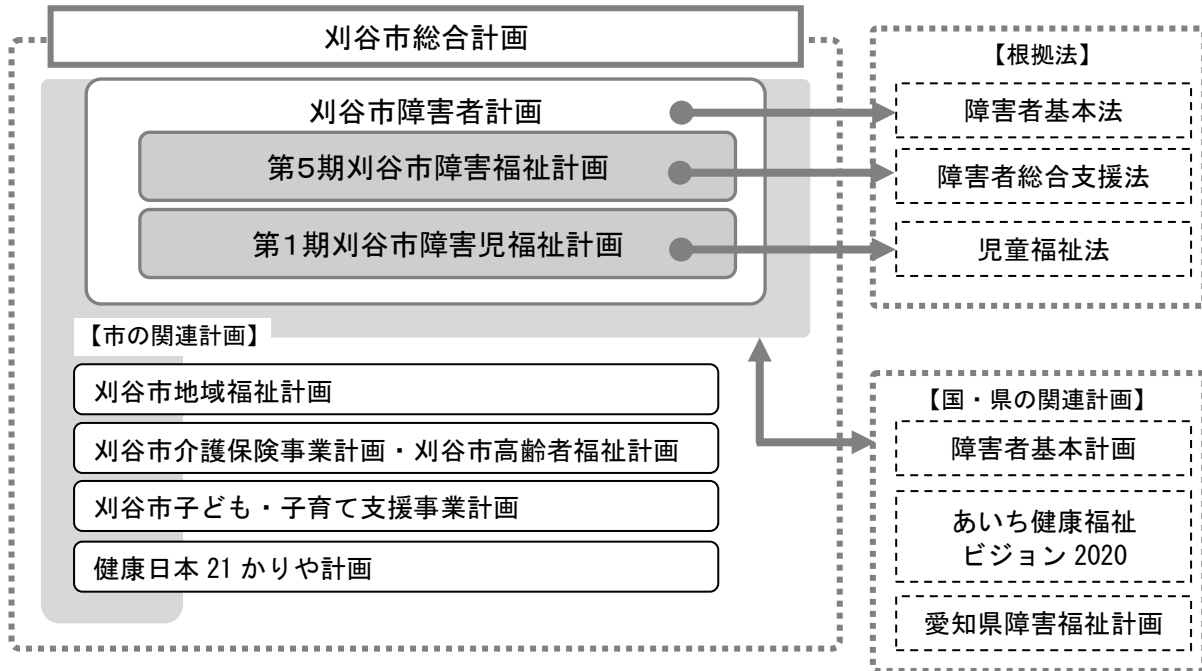
## 2 計画の性格

「刈谷市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として本市における障害者施策の基本的な考え方を明らかにし、障害者施策の総合的な推進をめざすものです。

策定においては、国の「障害者基本計画」や、愛知県の「あいち健康福祉ビジョン2020」「愛知県障害福祉計画」等の内容を踏まえて策定しています。また、本市における上位計画である「刈谷市総合計画」の障害者福祉に関する具体的な部門別計画として位置付け、本市における各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定しています。

また、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」は、「刈谷市障害者計画」と合わせて策定する「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」において定めます。

### ■計画の関連イメージ



## 3 計画の期間

「刈谷市障害者計画」の計画期間は、2018（平成30）年度から2023年度までの6年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要がある際は柔軟に対応します。

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
		刈谷市障害者計画							
		第5期刈谷市障害福祉計画 第1期刈谷市障害児福祉計画							

---

## 第2章 障害のある人等の状況

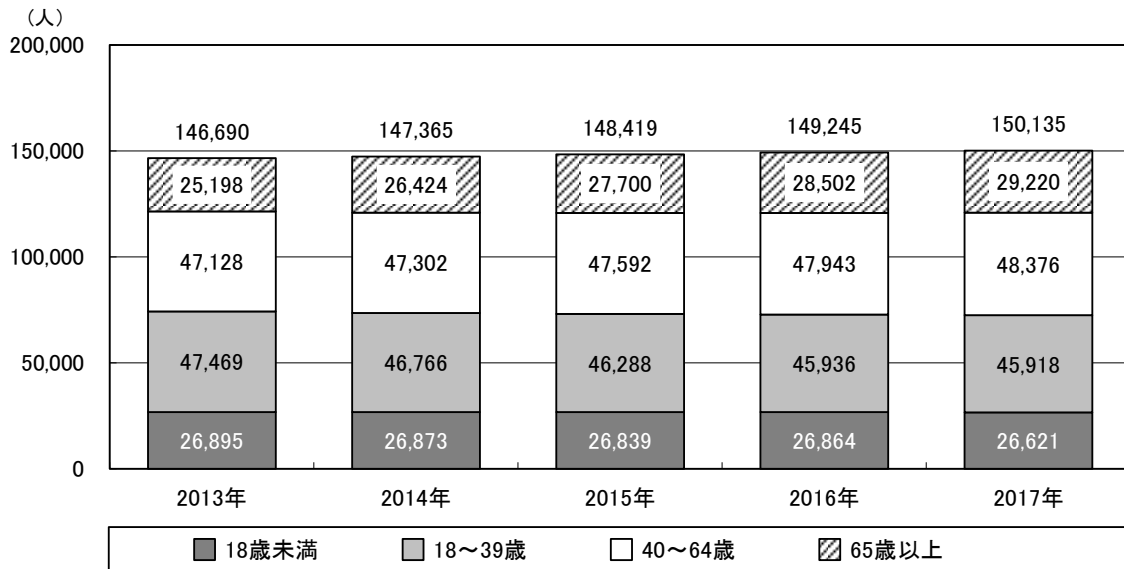
---

# 1 人口構造の状況

本市の総人口は、2017（平成29）年4月1日現在で150,135人となっており継続して増加しています。

年齢4区分別人口で見ると、18歳未満が26,621人、18～39歳が45,918人、40～64歳が48,376人、65歳以上が29,220人となっており、40～64歳、65歳以上で継続して増加しています。

■年齢4区分別人口の推移



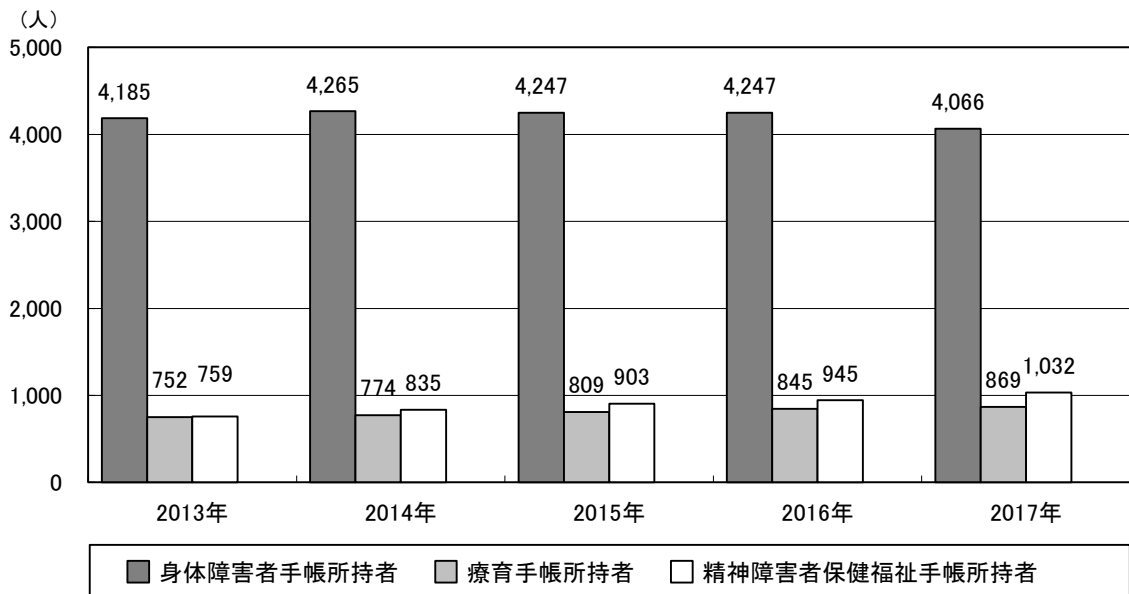
## 2 障害者・障害児数の状況

### (1) 障害者手帳所持者数の状況

本市の障害者手帳所持者数は、2017（平成29）年4月1日現在で、身体障害者手帳所持者4,066人、療育手帳所持者869人、精神障害者保健福祉手帳所持者1,032人となっています。身体障害者手帳については市民の37人に1人、療育手帳については173人に1人、精神障害者保健福祉手帳については145人に1人が所持している計算になります。

年齢別割合をみると、身体障害者手帳所持者は65歳以上、療育手帳所持者は18～39歳、精神障害者保健福祉手帳所持者は40～64歳が、それぞれ高くなっています。

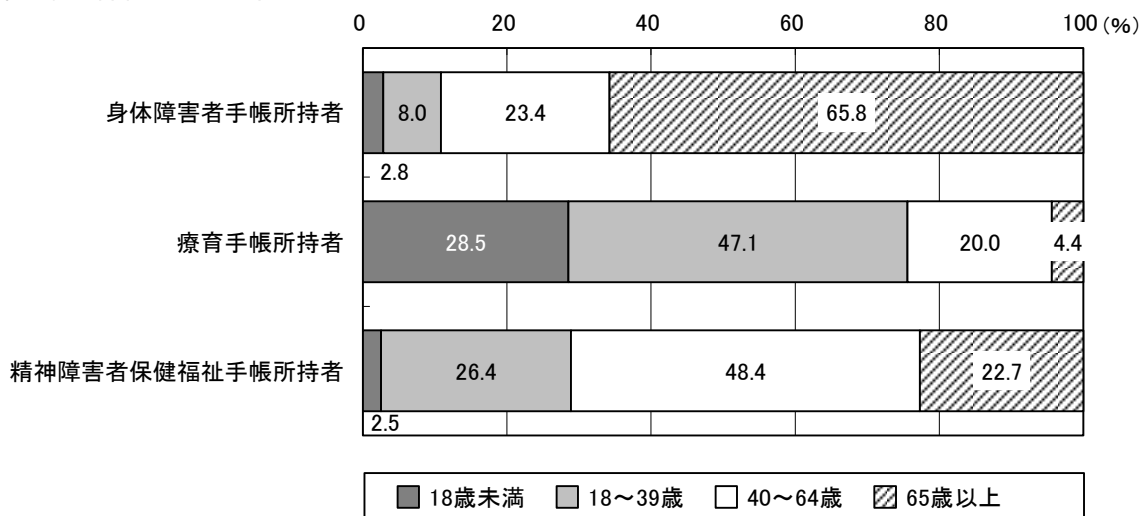
■各手帳所持者数の推移



※2016年から2017年における身体障害者手帳所持者の減少理由は、手帳管理の見直しによるもの

資料：各年4月1日現在

■各手帳所持者の年齢別割合

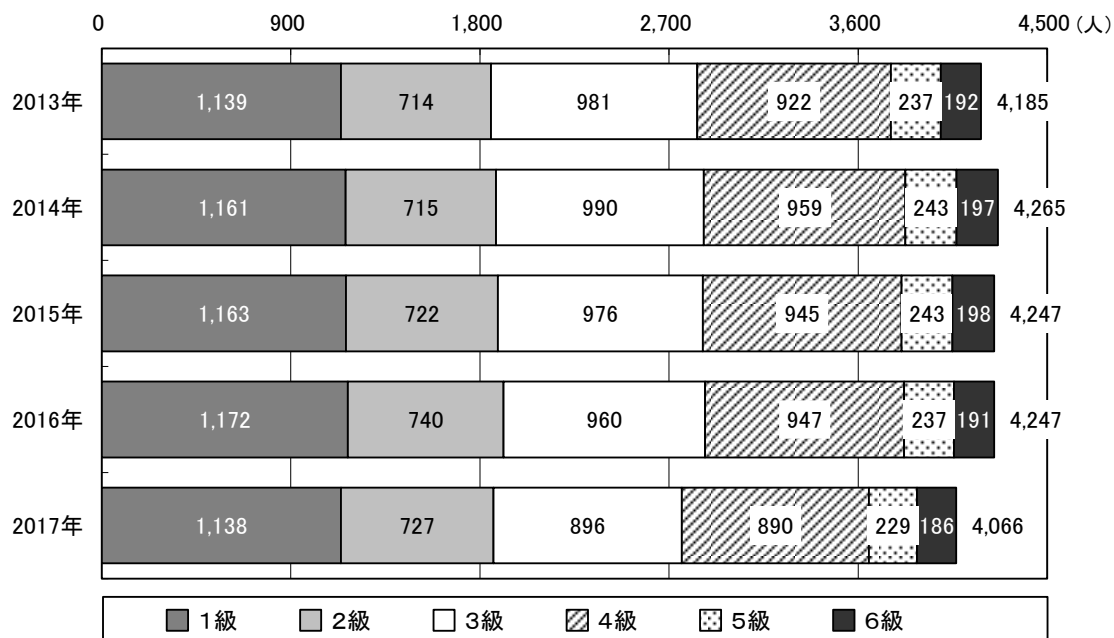


資料：2017年4月1日現在

## (2) 身体障害者手帳所持者数の状況

等級別にみると、1級の割合が高く、また1～4級の重度・中度が全体の約9割を占めています。障害種類別にみると、肢体不自由や内部障害の割合が高くなっています。

■障害等級別 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：各年4月1日現在

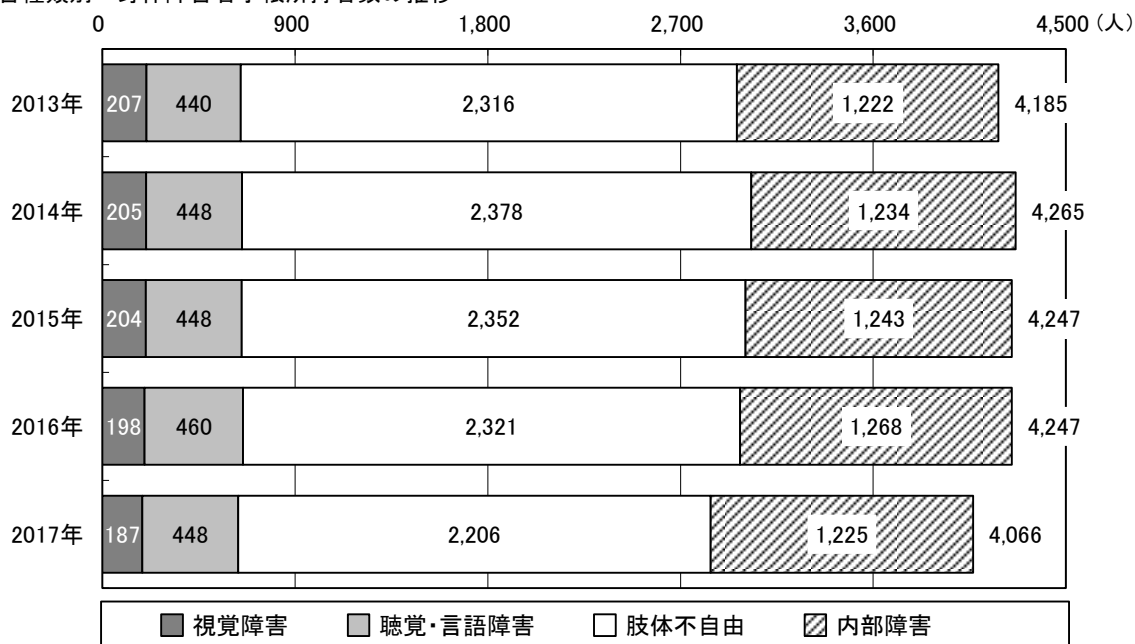
■障害種類・年齢区分別 身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
視覚障害	18歳以上	203	200	199	193	183
	18歳未満	4	5	5	5	4
聴覚・言語障害	18歳以上	427	436	437	447	437
	18歳未満	13	12	11	13	11
肢体不自由	18歳以上	2,249	2,307	2,283	2,247	2,128
	18歳未満	67	71	69	74	78
内部障害	18歳以上	1,197	1,208	1,216	1,243	1,203
	18歳未満	25	26	27	25	22
合計	18歳以上	4,076	4,151	4,135	4,130	3,951
	18歳未満	109	114	112	117	115

資料：各年4月1日現在

■障害種別別 身体障害者手帳所持者数の推移

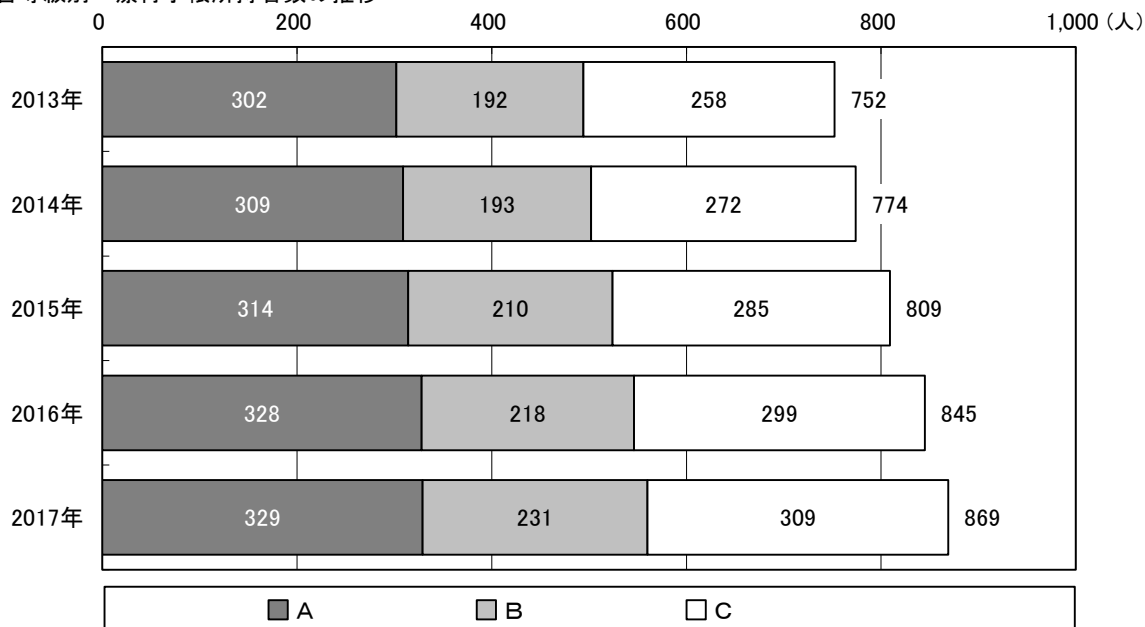


資料：各年4月1日現在

### (3)療育手帳所持者数の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、継続して増加しています。  
等級別にみると、A、Cの割合が高くなっています。

■障害等級別 療育手帳所持者数の推移



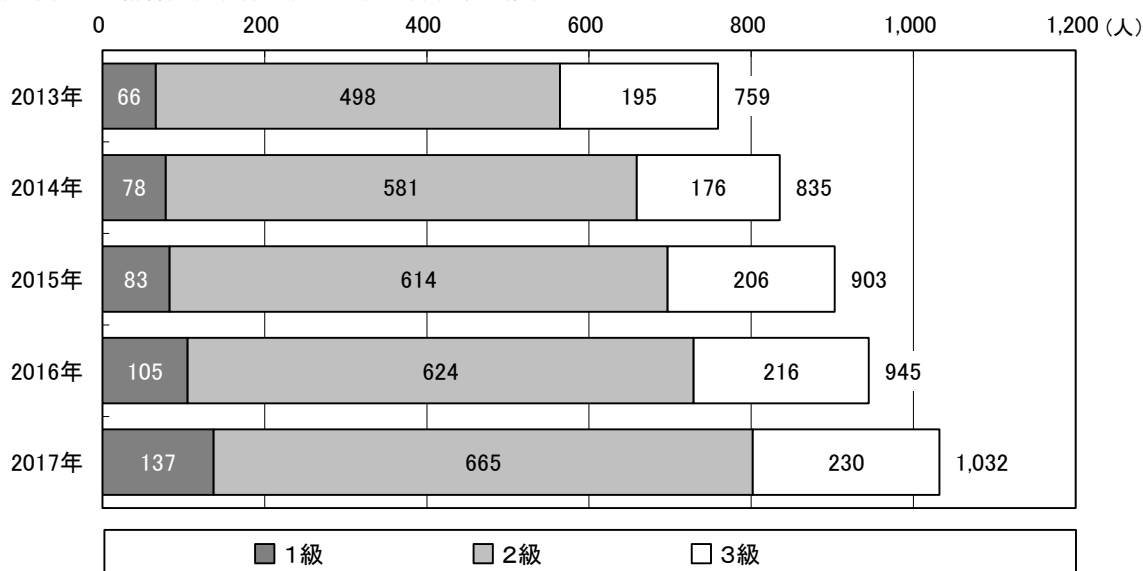
資料：各年4月1日現在

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、継続して増加しています。

等級別にみると、1級が2013（平成25）年から2017（平成29）年にかけて2.1倍と大きく伸びています。

■障害等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

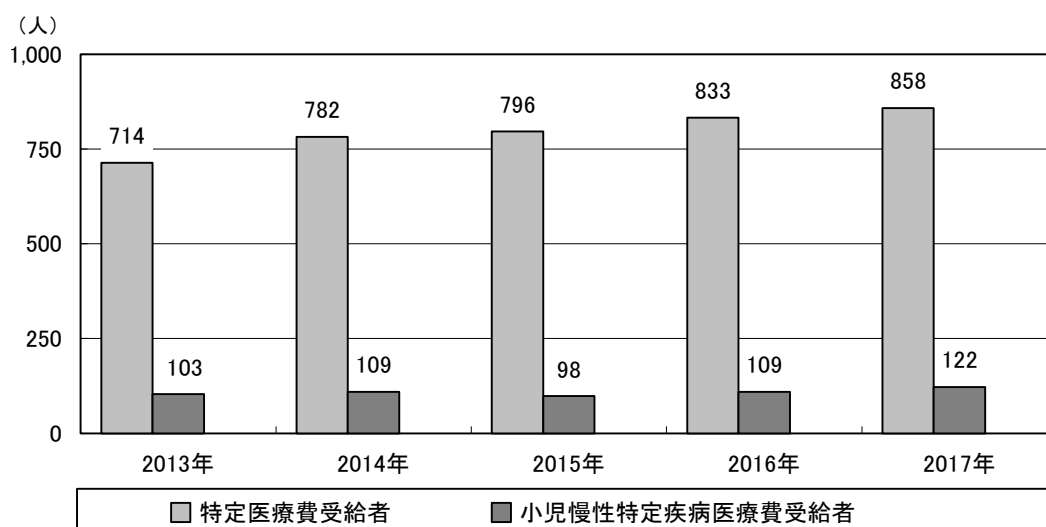


資料：各年4月1日現在

#### (5) 難病患者等の状況

特定医療費受給者数は継続して増加しています。小児慢性特定疾病医療費受給者数は増減を繰り返しつつも、増加傾向となっています。

■特定医療費受給者数・小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移

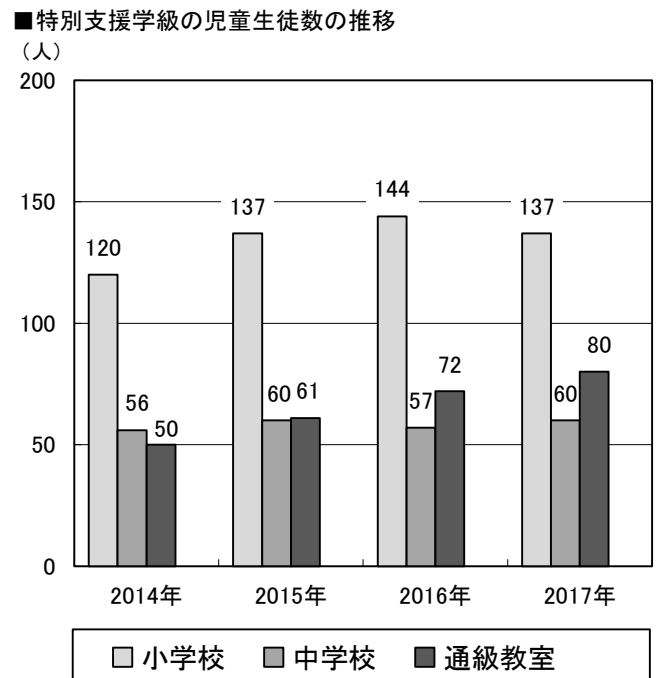
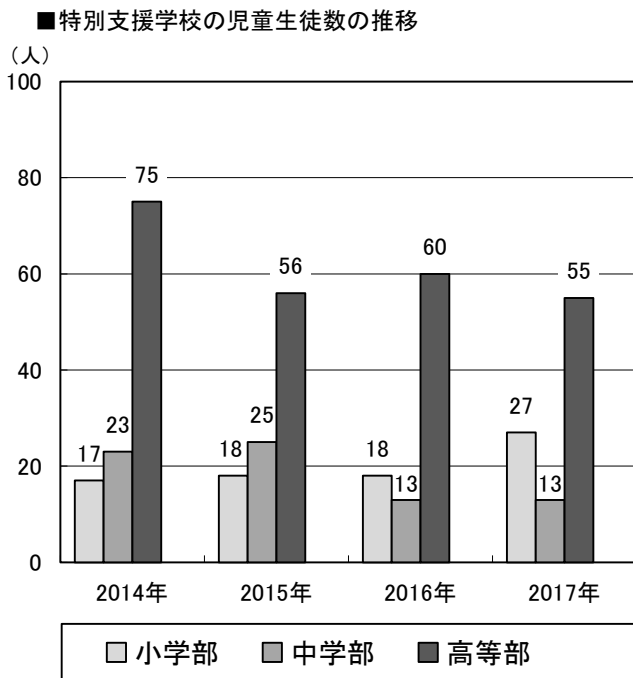


資料：各年4月1日現在（衣浦東部保健所）

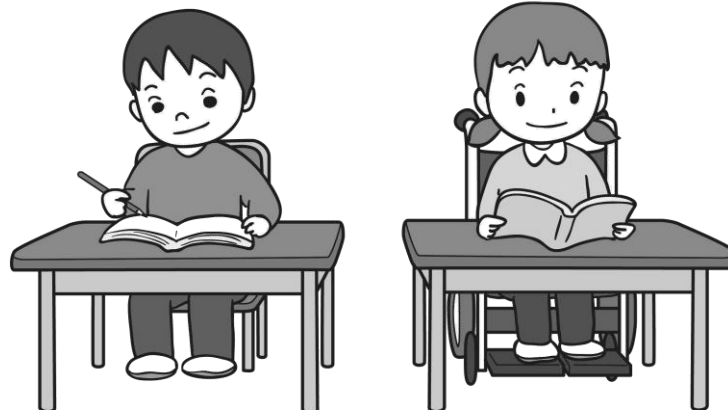


## (6) 特別支援学校・特別支援学級の状況

特別支援学校の児童生徒数は、小学部、中学部、高等部とも年度によってばらつきがみられます。  
 特別支援学級の児童生徒数は、通級教室で増加しています。



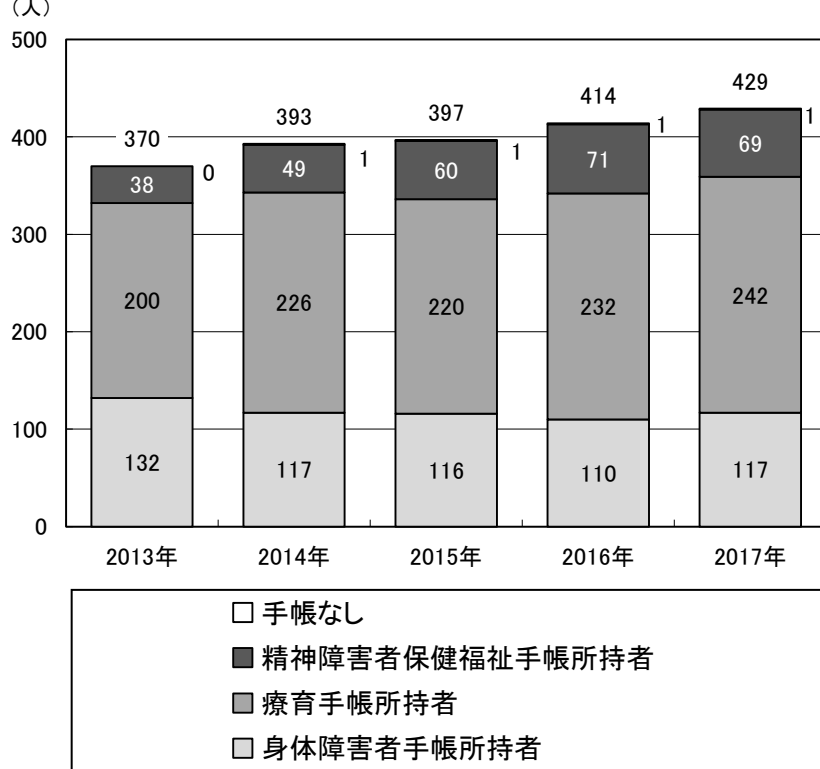
資料：各年5月1日現在



## (7) 障害支援区分認定者数の状況

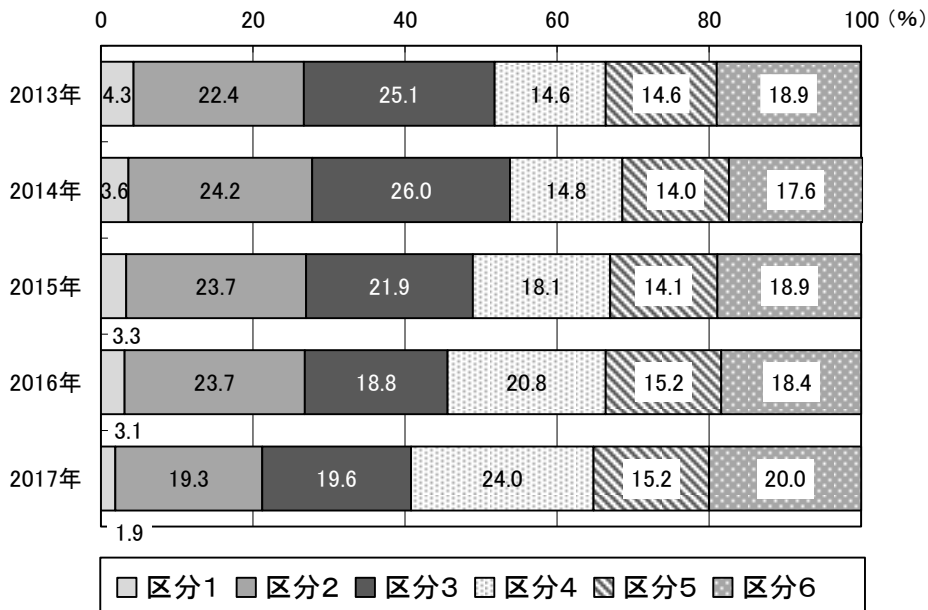
障害支援区分認定者数は、2017（平成29）年4月1日現在で429人となっています。障害支援区分認定者数は増加傾向にあり、障害支援区分認定者割合の推移をみると、区分4の占める割合が増加しています。なお、障害支援区分認定者数は、各手帳所持者と難病患者の合計の1割以下となっています。

■障害支援区分認定者数の推移



資料：各年4月1日現在

■障害支援区分認定者割合の推移



資料：各年4月1日現在

※グラフ中の「%」は、小数第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

### 3 市民意識調査からの意見

#### (1) 市民意識調査の概要

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に、障害のある人の生活状況と意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査対象	2016（平成28）年11月1日現在、刈谷市に居住している身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者（18歳未満は全数、18歳以上は抽出）
調査期間	2016（平成28）年11月14日～12月14日
調査の配布・回収方法	郵送配布・郵送回収
回収結果	身体障害者手帳所持者（回収率 59.2%） 療育手帳所持者（回収率 55.8%） 精神障害者保健福祉手帳所持者（回収率 52.6%）

※グラフ中では、身体障害者手帳所持者を「身体障害」、療育手帳所持者を「知的障害」、精神障害者保健福祉手帳所持者を「精神障害」と表記しています。

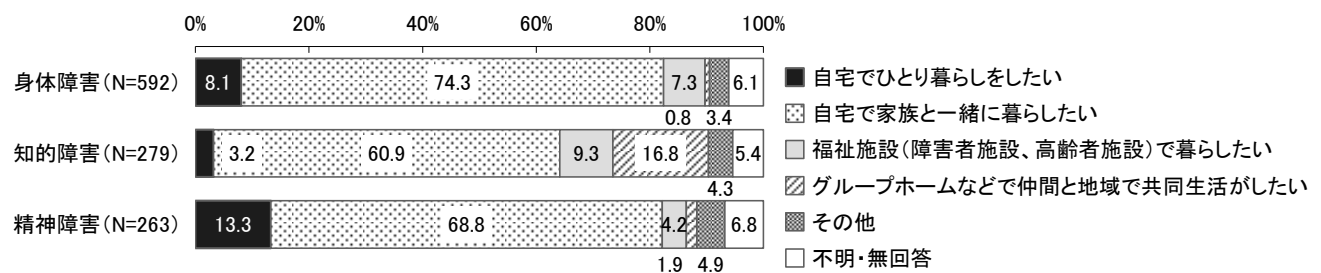
#### (2) 市民意識調査結果

##### ①生活支援について

○暮らしている場所は、いずれの障害でも「自宅で家族等と暮らしている」が8割前後と高くなっています。

○今後希望する生活では、いずれの障害でも「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が7割前後と高くなっていますが、知的障害のある人で「グループホームなどで仲間と地域で共同生活がしたい」が16.8%と他の障害より割合が高くなっています。

##### ■今後希望する生活



※グラフ中の「%」は、小数第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

○希望の暮らしを実現する条件・支援は、身体障害のある人で「緊急時に助けを求められる体制」、知的障害のある人で「障害のある人に対する地域の理解」、精神障害のある人で「暮らしを実現するための十分な収入」が最も高くなっています。

○悩んでいること、相談したいことは、全般的に精神障害のある人で数値が高く、特に「自分の健康や治療のこと」「生活費など経済的なこと」が群を抜いて高くなっています。また、身体障害のある人では「自分の健康や治療のこと」、知的障害のある人では「就学や進学のこと」が最も高くなっています。

■悩んでいること・相談したいこと

	身体障害 (N=592)	知的障害 (N=279)	精神障害 (N=263)
第1位	自分の健康や治療のこと (35.6%)	就学や進学のこと (26.9%)	自分の健康や治療のこと (52.5%)
第2位	緊急時や災害時のこと (23.3%)	意思表示ができないこと (25.4%)	生活費など経済的なこと (47.1%)
第3位	生活費など経済的なこと (22.3%)	緊急時や災害時のこと (24.7%)	仕事や就職のこと (36.9%)

②権利擁護について

○成年後見制度については、「制度も内容も知らない」「制度を聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせると、身体障害のある人で 72.9%、知的障害のある人で 68.4%、精神障害のある人で 81.3%と、まだ制度が浸透しているとはいえません。

○成年後見制度の活用については、「今は必要ないが、将来必要になった場合活用したい」が身体障害のある人で 48.1%、知的障害のある人で 72.4%、精神障害のある人で 66.2%と、特に知的障害のある人で利用意向が高くなっています。

○「障害者虐待防止法」については、「名前も内容も知らない」「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせると、身体障害のある人で 80.6%、知的障害のある人で 73.1%、精神障害のある人で 84.0%と、認知度が低くなっています。

③生活環境について

○外出時の交通手段は、いずれの障害においても「車（本人または家族の運転）」が高くなっています。知的障害のある人及び精神障害のある人では「徒歩」「バス・電車」も高くなっています。

○外出時に困っていることでは、身体障害のある人では「歩道、通路の段差、障害物」「建物の階段・段差」「トイレの利用」といった物理的な障壁によるものが高くなっています。知的障害のある人及び精神障害のある人では「緊急時の対応」「交通手段がない、少ない」が高くなっています。

■外出時に困っていること

	身体障害 (N=592)	知的障害 (N=279)	精神障害 (N=263)
第1位	歩道、通路の段差、障害物 (26.9%)	緊急時の対応 (19.7%)	交通手段がない、少ない (23.6%)
第2位	建物の階段・段差 (21.5%)	交通手段がない、少ない (19.4%)	緊急時の対応 (16.7%)
第3位	トイレの利用 (19.1%)	トイレの利用 (16.5%)	周りの人に手助けを頼みにくい (12.5%)

#### ④保健・医療について

○医療を受ける上で困っていることは、いずれの障害でも「いくつもの病院に通わなければならない」が高くなっており、知的障害のある人及び精神障害のある人では、「医師・看護師等に病気の症状を正しく伝えられない」が高くなっています。

##### ■医療を受ける上で困っていること

	身体障害 (N=592)	知的障害 (N=279)	精神障害 (N=263)
第1位	いくつもの病院に通わなければならない (11.8%)	医師・看護師等に病気の症状を正しく伝えられない (23.7%)	医師・看護師等に病気の症状を正しく伝えられない (20.9%)
第2位	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない (10.0%)	医師・看護師等の指示や説明がよくわからない (17.9%)	いくつもの病院に通わなければならない (13.3%)
第3位	医療費の負担が大きい (7.9%)	いくつもの病院に通わなければならない (15.1%)	医療費の助成制度がわかりにくい (9.5%)

#### ⑤サービスについて

○サービスの利用意向は、身体障害のある人では『今後利用したい』（「現在利用していて、今後も利用したい」＋「現在利用していないが、今後利用したい」）は「日常生活用具給付」「計画相談支援」「居宅介護」「短期入所」等で3割前後と他のサービスと比べて高くなっています。知的障害のある人では、『今後利用したい』は「日中一時支援」「就労継続支援（A型、B型）」「共同生活援助」等で4割以上と高くなっています。精神障害のある人では、「計画相談支援」「就労継続支援（A型、B型）」「就労移行支援」で4割前後と高くなっています。

#### ⑥雇用・就労について

○就労形態は、身体障害のある人で「企業などで正社員・正職員として働いている」が、知的障害のある人及び精神障害のある人で「企業などで臨時職員、アルバイト、パートとして働いている」が最も高くなっています。その他、知的障害のある人では「就労継続支援B型で働いている（福祉的就労）」、精神障害のある人では「就労継続支援A型で働いている（福祉的就労）」など福祉的就労も多くなっています。

○仕事の悩みや不満は、いずれの障害でも「工作中的体調の変化に不安がある」が高くなっています。知的障害のある人では「自分の考えや思ったことが伝えられない」、精神障害のある人では「賃金や待遇面で不満がある」も高くなっています。

○障害がある人の就労に向けて必要な配慮は、いずれの障害においても「職場内で障害に対する理解があること」が最も高く、次いで「障害の程度にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」となっています。また、障害のある人の就労定着への配慮では、いずれの障害も「職場内で障害に対する理解があること」「障害の程度にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」「職場に相談できる人がいること」が上位となっており、ソフト面での配慮が特に求められています。

■一般就労・就労定着に求められる配慮

		身体障害 (N=592)	知的障害 (N=279)	精神障害 (N=263)
第1位	就労	職場内で障害に対する理解があること (46.6%)	職場内で障害に対する理解があること (68.5%)	職場内で障害に対する理解があること (61.2%)
	定着	職場内で障害に対する理解があること (48.6%)	職場内で障害に対する理解があること (69.9%)	職場に相談できる人がいること (66.2%)
第2位	就労	障害の程度にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること (43.2%)	障害の程度にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること (64.2%)	障害の程度にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること (55.9%)
	定着	障害の程度にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること (45.9%)	障害の程度にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること (65.6%)	職場内で障害に対する理解があること (58.9%)
第3位	就労	トイレやエレベーターなどの設備が整備されること (32.8%)	職場内でのコミュニケーションや作業の支援があること (53.8%)	障害者向けの求人情報が充実していること (47.1%)
	定着	職場に相談できる人がいること (42.4%)	職場に相談できる人がいること (62.7%)	障害の程度にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること (57.8%)

⑦教育・就学について

○療育について希望することは、身体障害のある人及び知的障害のある人では「障害の特性に合ったきめ細やかな支援」、精神障害のある人では「障害の早期発見・早期療育システムの確立」が高くなっています。

■療育について希望すること

	身体障害 (N=592)	知的障害 (N=279)	精神障害 (N=263)
第1位	障害の特性に合ったきめ細やかな支援 (23.1%)	障害の特性に合ったきめ細やかな支援 (55.2%)	障害の早期発見・早期療育システムの確立 (33.5%)
第2位	障害の早期発見・早期療育システムの確立 (22.8%)	日中、療育を受けられる場の充実 (52.3%)	保護者への精神的な支援 (33.1%)
第3位	専門的な医療機関の紹介 (17.7%)	障害やサービスについての情報提供 (45.9%)	障害の特性に合ったきめ細やかな支援 (24.7%) 専門的な医療機関の紹介 (24.7%) 障害やサービスについての情報提供 (24.7%)

○障害のある子どもの就学環境は、身体障害のある子ども及び精神障害のある子どもで「普通学校において、できるだけ他の児童生徒と同じ教育やサポートを受けられる環境」といった、ともに学べる環境を求める割合が高くなっていますが、知的障害のある子どもでは「普通学校の特別支援学級において、他の児童生徒と交流しながら、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境」が高く、より専門的な支援が求められています。

○学校生活等で充実してほしいことは、身体障害のある子ども及び知的障害のある子どもで「障害に対する職員の理解促進」「他の児童生徒や保護者の理解促進」等、周囲の理解促進を求める割合が高く、精神障害のある子どもでは「進学・就職に関する支援」が高くなっています。

## ⑧スポーツ・文化芸術活動について

○今後活動したいスポーツや文化芸術活動は、いずれの障害も「コンサート・映画・スポーツ等の鑑賞」が高く、その他、身体障害のある人及び精神障害のある人で「趣味の同好会活動」、知的障害のある人で「スポーツ教室・大会等への参加」が高くなっています。

○活動するための条件は、いずれの障害も「身近なところで活動できる」「活動情報の提供」が高くなっています。また、知的障害のある人で「適切な指導者やリーダーがいる」、精神障害のある人で「経済的な負担が少ない」が高くなっています。

## ⑨障害への理解について

○障害の理解に必要なと思うことは、いずれの障害も「障害のある人の社会参加（就労・就学など）」が高く、知的障害のある人では「学校での障害に関する教育や情報提供」も高くなっています。全般的に知的障害のある人で数値が高く、障害についての理解促進が特に必要となっています。

### ■障害の理解に必要なこと

	身体障害 (N=592)	知的障害 (N=279)	精神障害 (N=263)
第1位	障害のある人の社会参加（就労・就学など）(30.6%)	学校での障害に関する教育や情報提供 (54.1%)	障害のある人の社会参加（就労・就学など）(44.9%)
第2位	学校での障害に関する教育や情報提供 (25.0%)	障害のある人の社会参加（就労・就学など）(53.0%)	広報や冊子を通じた障害に対する理解啓発 (33.5%)
第3位	広報や冊子を通じた障害に対する理解啓発 (22.5%)	福祉施設の地域への開放や地域住民との交流 (40.1%)	学校での障害に関する教育や情報提供 (30.0%)

○「合理的配慮の提供」に求めることは、いずれの障害でも「建物、公共交通機関等の利用に関する合理的配慮」が最も高くなっています。なお、知的障害のある人及び精神障害のある人では「就労に関する合理的配慮」も高くなっています。

## ⑩地域福祉やボランティア活動について

○参加したい地域の活動や行事は、いずれの障害でも「地域の行事・イベントへの参加」が6割弱～7割強と最も高くなっています。

### ■参加したい地域の活動や行事

	身体障害 (N=169)	知的障害 (N=135)	精神障害 (N=74)
第1位	地域の行事・イベントへの参加 (59.2%)	地域の行事・イベントへの参加 (72.6%)	地域の行事・イベントへの参加 (67.6%)
第2位	地域で活動する団体への参加 (42.6%)	地域で活動する団体への参加 (33.3%)	障害を理解する地域の勉強会や講演への協力 (33.8%)
第3位	地域の防災活動への参加 (31.4%)	地域の防災活動への参加 (24.4%)	地域の行事・イベントの開催の手伝い (24.3%) 地域で活動する団体への参加 (24.3%)

○地域の活動や行事への参加条件は、いずれの障害でも「障害のある人もない人も一緒に活動できる」が高く、様々な人との交流が求められています。精神障害のある人では「経済的な負担が少ない」「活動情報の提供」も高く、参加に向けたより現実的な要望があげられています。

## ⑪災害について

○災害時に困ることでは、知的障害のある人の「避難場所で周りの人から障害の理解を得られるか不安」が群を抜いて高くなっています。身体障害のある人では「避難場所の設備が使えるか不安（トイレ・段差など）」、精神障害のある人では「避難場所での薬の確保や医療ケアなどが不安」が高くなっています。障害の違いにより、優先的に求められていることに差がみられます。

### ■災害時に困ること

	身体障害 (N=592)	知的障害 (N=279)	精神障害 (N=263)
第1位	避難場所の設備が使えるか不安（トイレ・段差など）(39.0%)	避難場所で周りの人から障害の理解を得られるか不安 (66.3%)	避難場所での薬の確保や医療ケアなどが不安 (45.6%)
第2位	避難場所での薬の確保や医療ケアなどが不安 (35.1%)	避難場所の設備が使えるか不安（トイレ・段差など）(35.5%)	避難場所で周りの人から障害の理解を得られるか不安 (40.3%)
第3位	避難場所で周りの人から障害の理解を得られるか不安 (26.9%)	災害に関する情報を得ることが難しい (34.1%)	避難場所がわからない (24.0%)

## ⑫介助者について

○介助者の困りごとは、身体障害のある人で「介助者自身の健康に不安がある」、知的障害のある人で「緊急時の対応に不安がある」、精神障害のある人で「精神的な負担が大きい」が最も高くなっています。障害のある人の特性が、介助者の困りごとにも表れています。

### ■介助者の困りごと

	身体障害 (N=259)	知的障害 (N=210)	精神障害 (N=100)
第1位	介助者自身の健康に不安がある (45.9%)	緊急時の対応に不安がある (55.2%)	精神的な負担が大きい (43.0%)
第2位	緊急時の対応に不安がある (36.3%)	精神的な負担が大きい (42.4%)	介助者自身の健康に不安がある (40.0%)
第3位	精神的な負担が大きい (31.7%)	介助者自身の健康に不安がある (39.5%)	代わりに介助を頼める人がいない (35.0%)



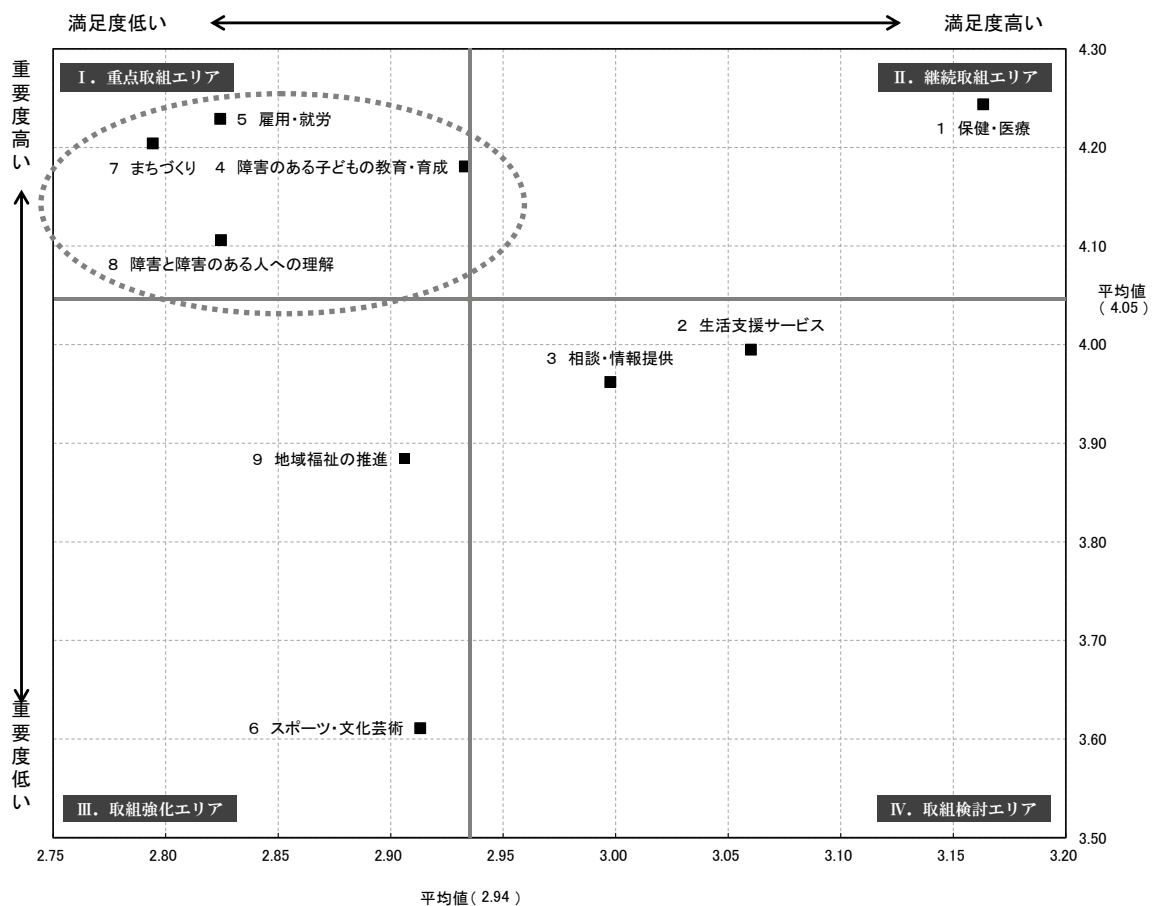


### ⑬障害者施策全般について

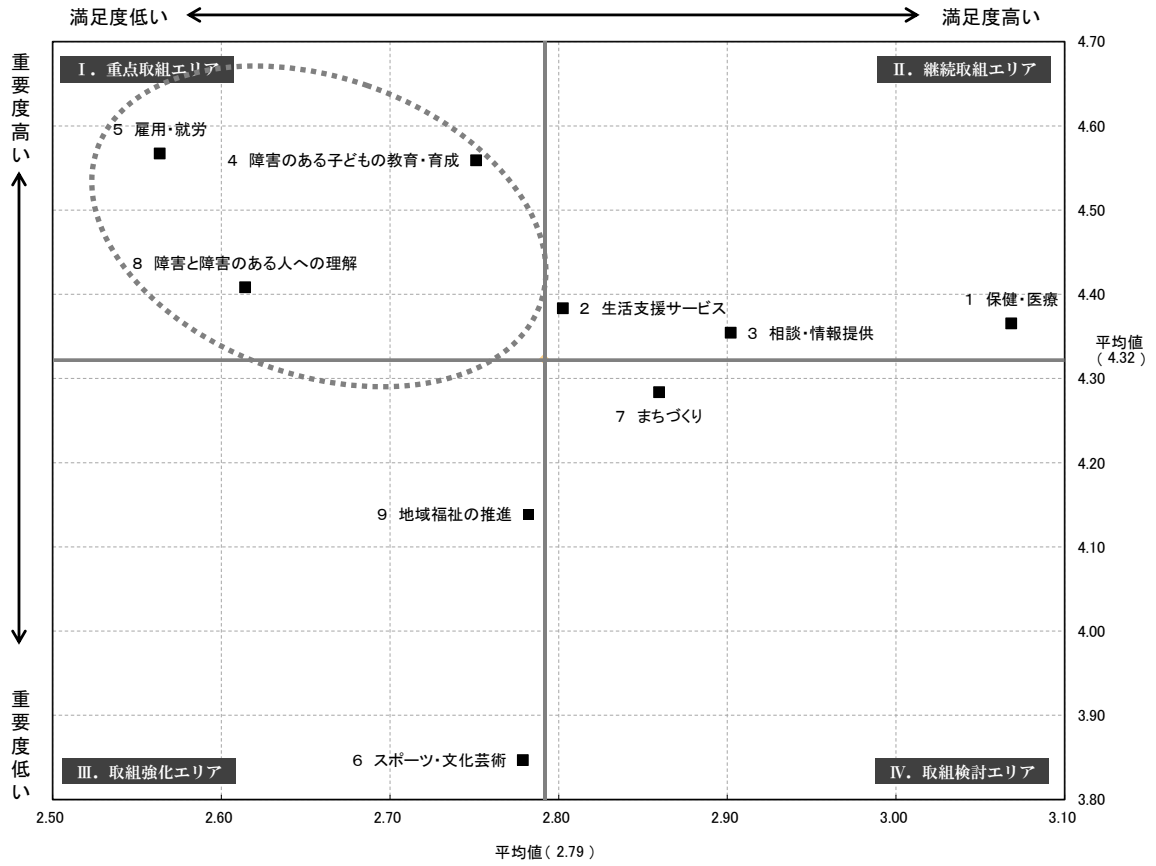
○障害者施策の満足度・重要度から、特に取り組む必要がある施策をみると、いずれの障害でも「雇用・就労」「障害と障害のある人への理解」が、満足度が低く重要度が高い項目としてあがっており、特に力を入れていく必要があります。

○暮らしやすくなるために特に求めることでは、身体障害のある人で「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」、知的障害のある人で「障害のある人に対する周りの人の理解を深めてほしい」、精神障害のある人で「障害のある人が働ける一般企業が少ないので、働ける場所を増やしてほしい」が最も高くなっています。障害のある人に対する経済的支援と、社会全般の障害への理解促進、障害のある人の社会参加の促進が求められています。

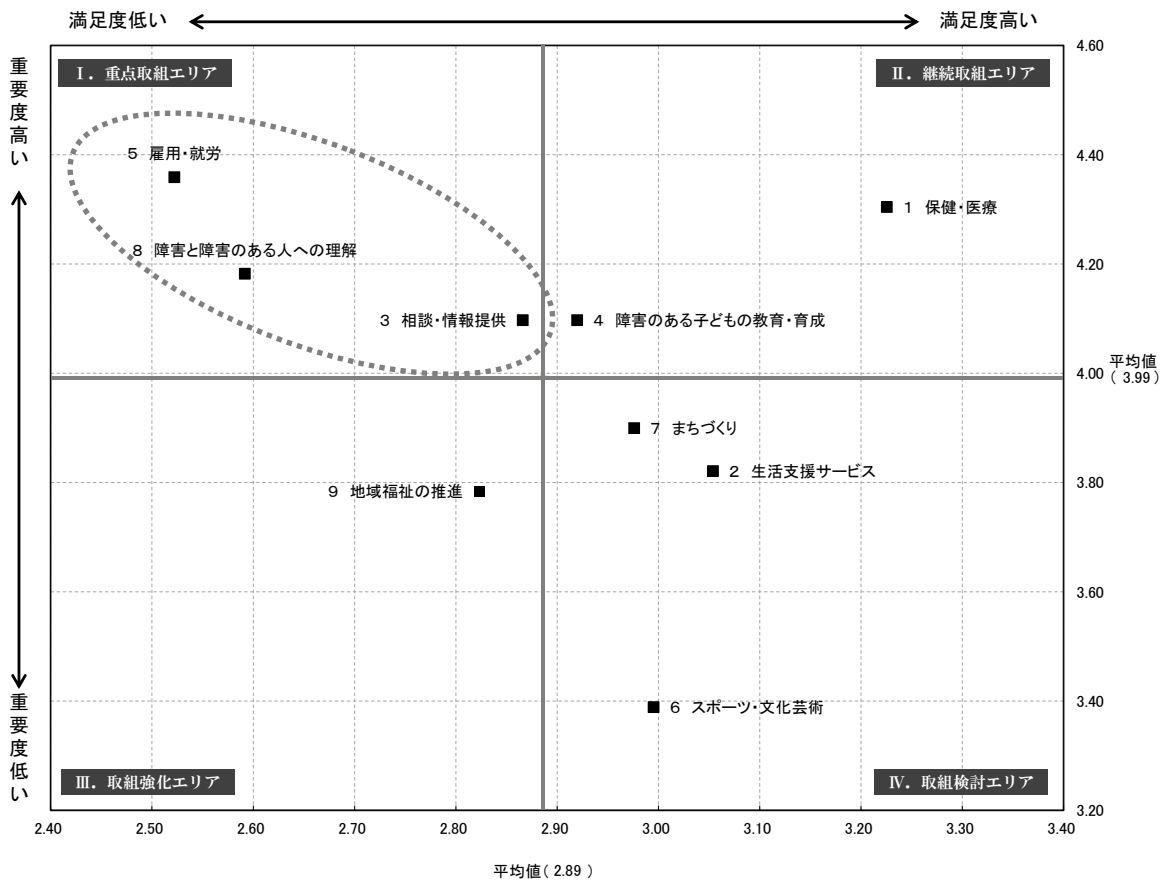
#### ■施策の満足度・重要度（身体障害）



■施策の満足度・重要度（知的障害）



■施策の満足度・重要度（精神障害）



## 4 当事者団体等からの意見

### (1) 当事者団体等ヒアリング調査の概要

障害者に関する当事者団体、障害福祉サービス提供事業所を対象に、本市における障害者を取り巻く現状や課題、今後の方向性などを把握するためヒアリング調査を実施しました。

調査対象	障害者に関する当事者団体：7 障害福祉サービス提供事業所：38
調査期間	調査シートの配付：2016（平成28）年11月14日～11月30日 調査シートに基づく面談による聞き取り調査：2016（平成28）年12月12日～12月27日
調査方法	各団体・事業所を対象に調査シートを郵送またはFAXにて配付・回収。 調査シートに基づき、いくつかの団体・事業所に面談によるヒアリング調査を実施。

### (2) 当事者団体等ヒアリング調査結果

#### ①保健・医療について

- 障害の早期発見からの早期療育や早期支援が求められています。
- 障害のある人が安心して受けられる医療体制の整備が求められています。総合病院だけでなく、個人の診療所や専門的な治療を行う医療機関においても、障害に対する理解促進が必要です。
- 特に重度の障害を持つ人が医療機関に入院する際、普段行われている支援が引き続き受けられることや個室利用の際の経済的な援助が求められています。

#### ②生活支援サービスについて

- 住まいの確保について、グループホームの要望が特に高くなっています。障害種別や、親亡き後に備えた居場所が求められています。ただし、すぐに利用されるかについては明確でない点もあります。また、建設にあたっては保護者等の金銭的負担も伴うべき、という声もあります。
- 短期入所の要望が高くなっています。土日の日中にいる場所がないという意見がありました。今後障害のある人が学校等を卒業していくことで、ますます需要が高まることが見込まれます。
- 買い物や家事支援など、在宅生活を支援するサービスが求められています。
- 強度行動障害の人や、重度の障害を持つ人が利用できるサービスが不足しています。事業所等での質の高いサービスが提供できる人材の育成が求められますが、人材が不足しているため難しくなっています。
- サービスの利用が過剰になっているのでは、という意見が当事者団体・事業所ともにみられました。昔は保護者が世話するのが当たり前でしたが、制度が整うことでサービスを利用することが当たり前となり、要望も高くなりつつあります。

### ③相談・情報提供について

- 行政からの情報が不足している、わかりにくいという意見がありました。
- 相談支援を行う人材が不足しています。相談支援が機能し、支援や就労等にスムーズにむすびつけられる体制が求められています。
- 気軽に相談できる体制が求められています。また、当事者団体からはピアカウンセリングを行いたいという意見もありました。
- 特に、障害児の相談支援体制を充実してほしいという意見がありました。専門的な支援や個々のニーズに応じられる支援が求められています。

### ④障害のある子どもの教育・育成について

- 刈谷市では療育から保育への移行がしにくい、という意見がありました。また、インクルーシブ教育、統合保育など、障害の有無に関わらず子どもが成長できる場が求められています。
- 学校卒業後の雇用や居場所の確保が求められています。

### ⑤雇用・就労について

- 就労移行支援等が機能することにより、障害のある人の就労は拡大しています。今後も引き続き地元企業への就労を促進するとともに、就労後の定着支援が求められます。
- 一般就労の雇用先を確保するとともに、福祉的就労の質を高めることも求められています。
- 一度就労した人が仕事を辞めた後に何の支援にもつながらず、ひきこもりや孤立している状況がみられます。

### ⑥スポーツ・文化芸術活動について

- パラリンピックが開催され、障害のある人のスポーツの認知が高まっていますが、活動できる場所や機会が不足しています。

### ⑦まちづくりについて

- 各事業所で何らかの災害時に備えた対策が行われています。一方で、障害の特性に合わせた避難場所の確保や、災害に備えた備品や設備が必要であるという意見や、連携体制の整備を求める意見がありました。
- 当事者団体でも避難訓練等が行われていますが、地域の理解促進や連携が求められています。また、実際に災害が起こっても避難所では生活できないという意見がありました。
- 移動支援についての要望は高く、事業所へ通うことを考慮した公共バスの本数やルートの実質が求められています。
- 市内のバリアフリーは、昔と比べて進んできているという意見がありました。一方で、駅周辺や道路のバリアフリー化や自動車・自転車のマナーを高めることについても意見がありました。
- 合理的配慮については、ハード面での整備を進めるとともに、ソフト面での意識・配慮が大切となっています。また、障害の特性や個々で求められる配慮は大きく異なっています。

## ⑧障害と障害のある人への理解について

- 障害についての理解を促進する講座の充実が求められています。
- 障害のある人が関わるイベント等は実施されていますが、物販などが障害の理解につながっているのかわからないという意見がありました。

## ⑨地域福祉の推進について

- ボランティア活動の促進が求められています。
- 地域との交流活動が行われている事業所がみられました。障害の有無に関わらず地域で交流できる場や機会が求められています。
- 関係者同士の連携は行われていますが、市内の障害福祉に関わる組織が連携をより密にすることが求められています。

## ⑩その他

- 全体として、事業所の人材不足によるサービス提供の不十分さが課題となっています。また、強度行動障害や重度の障害にも対応できる、特に高度なスキル・技術を要する人材を育成することが急務となっています。





---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

# 1 基本理念

本市は、これまで「ノーマライゼーション」を基本理念とし、障害者施策を推進してきました。その結果、様々な専門的な機関が整備され、関係機関の連携体制が構築されるなど、一定の成果がみられています。一方で、解決すべき課題はまだ多くあります。そこで、「刈谷市障害者計画」においても引き続き「ノーマライゼーション」を基本理念とし、障害のある人の暮らしを支援します。

## 基本理念

# ノーマライゼーション

\* 障害のあるなしにかかわらず、地域や家庭で普通の暮らしができる社会をめざす

## めざす姿

# 共に暮らせるまち 刈谷

\* すべての市民が人格と個性を尊重されるまちづくりを進め、障害のあるなしにかかわらずいきいきと働き、あらゆる活動に参加でき、安心して暮らせる刈谷市をつくる

# 2 基本目標

## 基本目標1 暮らしの基盤づくり

障害のある人もない人も安心して暮らすことができるよう、障害を予防・軽減する保健・医療施策の推進、障害のある人の暮らしを支える障害福祉サービス等の提供、相談支援や情報提供を行います。

## 基本目標2 自立と社会参加の基盤づくり

障害のある人がいきいきと暮らすことができるよう、障害の特性に合った療育や学校教育体制の整備、障害のある人の自立や社会参加につながる雇用・就労の推進、暮らしを豊かにするスポーツや文化芸術活動の機会の充実を図ります。

## 基本目標3 人にやさしいまちづくり

障害のある人が地域社会の一員として生活することができるよう、環境の整備や災害時への対策などのまちづくり、地域住民の障害への理解促進、地域でお互いが支えあって暮らすための地域福祉の推進を図ります。



### 3 施策の重点課題

本市の現状・課題を受け、刈谷市障害者計画期間中に特に取り組むべき重点課題を「障害のある人の継続的な雇用・就労の拡充」「障害に対する理解の促進と虐待の防止・差別の解消」「地域で暮らす体制の整備」「障害のある子どもへの切れ目のない支援とニーズに応じた療育・保育・教育の場の整備」とします。

#### 重点課題① 障害のある人の継続的な雇用・就労の拡充

施策



雇用・就労

障害と障害のある人への理解

アンケートやヒアリングの結果からは、学校卒業後の受け皿として雇用の場が求められていることがわかりました。また、現在就労していない人でも就労意欲がある人がみられ、就労の受け皿を確保していく必要があります。就労は障害のある人の経済的自立や社会的自立につながるだけでなく、生きがいや社会との関わりを持つことにもむすびつきます。能力と適性に応じて、障害のある人が就労し、仕事を継続できるよう体制整備を進めます。

##### ● 具体的な取組み ●

- ①学校、一般企業、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、公共職業安定所等とのネットワークの構築
- ②自立支援協議会の就労支援部会の活動内容の充実
- ③企業内での障害及び障害のある人への理解促進

#### 重点課題② 障害に対する理解の促進と虐待の防止・差別の解消

施策



相談・情報提供

障害と障害のある人への理解

障害のある人が尊厳を持ち、地域でその人が望む充実した生活を送るためには、障害に対する理解の促進と虐待の防止・差別の解消の取組みが大切です。そのため、虐待の防止と差別の解消の取組みについて広く市民への周知・啓発を行います。また、幼少期から地域や学校において、様々な人とふれあいながらともに過ごす時間を設け、障害に対する理解を深める取組みを進めていきます。

##### ● 具体的な取組み ●

- ①障害に関する周知・啓発
- ②合理的配慮の理念の浸透

### 重点課題③

## 地域で暮らす体制の整備

### 施策

#### 生活支援サービス

#### 障害と障害のある人への理解

障害のある人が住み慣れた地域で自立し安心した生活を送るためには、障害のある人の視点に立った福祉サービスの提供が必要です。また、地域における障害に対する正しい理解も求められます。訪問系サービスの充実のため、事業所の確保を図るとともに、利用者の希望に沿ったサービスが提供できるよう、事業所の理解を得ながら障害特性に応じたグループホーム等の整備を進めます。また、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、地域の理解を深める啓発に取り組みます。

#### ● 具体的な取組み ●

- ①障害特性に応じたグループホーム等の整備
- ②精神障害のある人をはじめとした地域移行支援の拡充
- ③地域生活支援拠点等の整備

### 重点課題④

## 障害のある子どもへの切れ目のない支援と ニーズに応じた療育・保育・教育の場の整備

### 施策

#### 保健・医療

#### 障害のある子どもの教育・育成

障害のある子どもが乳幼児期から学齢期にいたるまで一貫してよりよい支援を受けるためには、関係機関における情報共有や切れ目のない支援が必要です。障害の早期発見と早期療育の充実を図るとともに、福祉と教育が連携し、ライフステージに応じた支援が引き継がれるよう、体制の整備を図ります。

#### ● 具体的な取組み ●

- ①自立支援協議会の子ども部会の機能の向上
- ②ライフステージ移行に対応できる情報共有の体制整備

## 4 施策の体系

基本目標	施策	施策の方向性
1 暮らしの基盤づくり	(1) 保健・医療	① 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進
		② 健康の保持・増進
		③ 医療サービスの充実
	(2) 生活支援サービス	① 訪問系サービスの充実
		② 日中活動系（通所系）サービスの充実
		③ 短期入所等の充実
		④ 生活の場の確保
		⑤ その他の生活支援
		⑥ 障害のある人の地域移行
(3) 相談・情報提供	① 相談支援体制の充実	
	② 情報提供の充実	
	③ 障害のある人の権利擁護	
2 自立と社会参加の基盤づくり	(1) 障害のある子どもの教育・育成	① 早期療育の充実
		② 学校教育の充実
		③ 子育て支援の充実
	(2) 雇用・就労	① 雇用の場の拡大
		② 個々に応じた就労支援
		③ 総合的な就労支援施策の推進
	(3) スポーツ・文化芸術活動	① スポーツ・文化芸術活動の推進
		② 参加しやすい環境の整備
	3 人にやさしいまちづくり	(1) まちづくり
② 安全な移動の確保		
③ 防災・防犯対策の推進		
(2) 障害と障害のある人への理解		① 広報・啓発の推進
		② 福祉教育の推進
		③ 交流活動の推進
(3) 地域福祉の推進		① 地域福祉活動の推進
		② 関係団体との連携



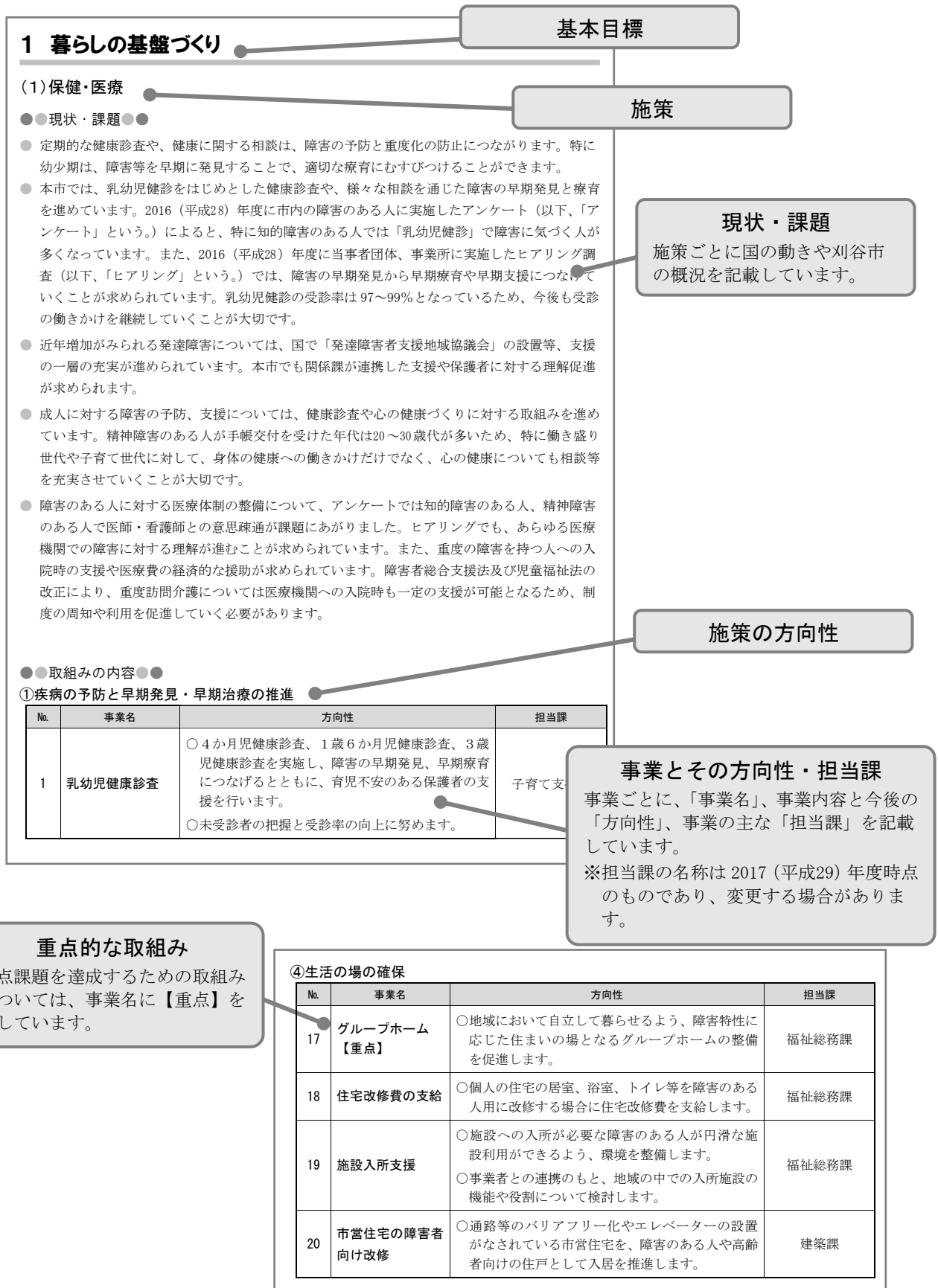
---

## 第4章 施策の展開

---

## 「第4章 施策の展開」の見方

「第4章 施策の展開」では、以下のような記載により、今後の取組みを示しています。



# 1 暮らしの基盤づくり

## (1) 保健・医療

### ●● 現状・課題 ●●

- 定期的な健康診査や、健康に関する相談は、障害の予防と重度化の防止につながります。特に幼少期は、障害等を早期に発見することで、適切な療育にむすびつけることができます。
- 本市では、乳幼児健診をはじめとした健康診査や、様々な相談を通じた障害の早期発見と療育を進めています。2016（平成28）年度に市内の障害のある人に実施したアンケート（以下、「アンケート」という。）によると、特に知的障害のある人では「乳幼児健診」で障害に気づく人が多くなっています。また、2016（平成28）年度に当事者団体、事業所に実施したヒアリング調査（以下、「ヒアリング」という。）では、障害の早期発見から早期療育や早期支援につなげていくことが求められています。乳幼児健診の受診率は97～99%となっているため、今後も受診の働きかけを継続していくことが大切です。
- 近年増加がみられる発達障害については、国で「発達障害者支援地域協議会」の設置等、支援の一層の充実が進められています。本市でも関係課が連携した支援や保護者に対する理解促進が求められます。
- 成人に対する障害の予防、支援については、健康診査や心の健康づくりに対する取組みを進めています。精神障害のある人が手帳交付を受けた年代は20～30歳代が多いため、特に働き盛り世代や子育て世代に対して、身体への働きかけだけでなく、心の健康についても相談等を充実させていくことが大切です。
- 障害のある人に対する医療体制の整備について、アンケートでは知的障害のある人、精神障害のある人で医師・看護師との意思疎通が課題にあがりました。ヒアリングでも、あらゆる医療機関での障害に対する理解が進むことが求められています。また、重度の障害を持つ人への入院時の支援や医療費の経済的な援助が求められています。障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、重度訪問介護については医療機関への入院時も一定の支援が可能となるため、制度の周知や利用を促進していく必要があります。

### ●● 取組みの内容 ●●

#### ① 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進

No.	事業名	方向性	担当課
1	乳幼児健康診査	○ 4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、障害の早期発見、早期療育につなげるとともに、育児不安のある保護者の支援を行います。 ○ 未受診者の把握と受診率の向上に努めます。	子育て支援課

No.	事業名	方向性	担当課
2	健康診査後の指導	○乳幼児健康診査等で把握した、経過観察が必要と思われる子どもとその保護者に対し、「どんぐりルーム」や健康相談等を開催します。さらに、内容の充実に努めるとともに、一人ひとりに応じた支援を行います。	子育て支援課
3	発達障害等への支援	○発達の遅れやその疑いのある子どもが適切な支援を受けられるよう、「ラッコちゃんルーム」や「ことばの相談室」等を開催します。 ○発達障害や高次脳機能障害について、県や関係団体との連携のもと情報提供等を行い、幅広く市民への知識の普及に努めます。	子育て支援課 福祉総務課
4	成人の健康診査	○生活習慣病の予防に向け、特定健康診査、特定保健指導を実施します。健診受診率、保健指導実施率の向上に努めます。 ○障害の原因となる疾病の予防に向け、大腸がん検診等のがん検診、脳ドックを行います。がん検診の受診率の向上に努めます。	国保年金課 健康推進課

## ②健康の保持・増進

No.	事業名	方向性	担当課
5	訪問指導	○訪問指導を行い、育児に関する相談を行います。 ○支援が必要な子どもや保護者に対して、保健師が継続した訪問や相談を行います。	子育て支援課
6	心の健康づくり	○市民健康講座等を通じ、心の健康づくりに関する啓発と知識の普及に努めます。	健康推進課 子育て支援課

## ③医療サービスの充実

No.	事業名	方向性	担当課
7	医療費の助成	○愛知県が実施する心身障害者・精神障害者医療費助成のほか、市独自の医療費助成制度により障害のある人の経済的負担を軽減します。 ○国の制度改革等の動向を踏まえ、必要に応じて適正かつ効果的な制度へと見直しを行います。	国保年金課
8	訪問歯科診療	○歯科医師会が行うねたきり老人や障害のある人の自宅への訪問歯科診療事業を支援し、安心して歯科診療を受けられる体制を整備します。	健康推進課
9	訪問看護	○精神障害のある人に対して、医療機関等が行う訪問看護について周知を図ります。	福祉総務課



## (2)生活支援サービス

### ●●現状・課題●●

- 障害のある人等が地域で安心して暮らしていくため、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスをはじめとした生活支援サービスを提供しています。
- アンケートによると、今後希望する暮らし方ではいずれの障害でも「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が高く、利用が増加している居宅介護をはじめとした訪問系サービスを充実させていくことが求められます。また、ヒアリングでは、通学や通所の移動手段や、移動支援員が不足しているという意見がありました。障害のある人の社会参加を促進するためにも、移動支援の充実が課題となっています。
- 障害のある人の日中活動の場としては、生活介護や地域活動支援センターがあります。生活介護の利用者が増加していることや、アンケートでは知的障害のある人、精神障害のある人で地域活動支援センターの利用意向が高いことを踏まえ、事業所や人材を確保していく必要があります。
- ヒアリングでは、短期入所支援や日中一時支援の事業所が不足しているという意見がありました。また、強度行動障害や重度の障害のある人等が利用できる事業所の創設や、対応できる人材の確保・育成も課題となっています。
- 障害のある人の住まいでは、グループホームを求める意見が多くなっています。アンケートでは特に知的障害のある人の要望が高く、ヒアリングでは障害の特性に合ったものや、親亡き後の居場所としてグループホームの整備が求められています。一方で、整備された後もすぐに利用につながらない状況もみられるため、障害のある人やその家族の意向を踏まえて整備を検討する必要があります。
- 国では、障害のある人の地域生活への移行を進めています。本市では地域生活支援拠点等の整備に向け、自立支援協議会等で検討を進めていくことや、地域移行支援、地域定着支援等の各種サービスを充実していくことが課題となります。

### ●●取組みの内容●●

#### ①訪問系サービスの充実

No.	事業名	方向性	担当課
10	居宅介護等	○介護給付による居宅介護、重度訪問介護、地域生活支援事業による移動入浴サービスの訪問系サービスを行い、障害のある人の自宅での生活を支援します。	福祉総務課
11	移動支援等	○介護給付による行動援護、同行援護及び地域生活支援事業による移動支援を実施し、障害のある人の外出を支援します。	福祉総務課

## ②日中活動系（通所系）サービスの充実

No.	事業名	方向性	担当課
12	自立訓練・生活介護等	○自立訓練、生活介護、療養介護等を行い、障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会
13	地域活動支援センター	○地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動の機会の提供、機能訓練、社会との交流を促進します。	福祉総務課 社会福祉協議会
14	障害福祉施設の整備、充実	○障害のある人の自立支援の拠点となる施設の充実に努めます。 ○老朽化した施設の整備計画を進めます。	福祉総務課

## ③短期入所等の充実

No.	事業名	方向性	担当課
15	短期入所	○家で介護を行う人が病気等の場合に、短期間、施設への入所ができる短期入所の適切なサービス提供を推進します。 ○重症心身障害児者等が短期入所を利用しやすい環境整備に努めます。	福祉総務課
16	日中一時支援	○日中、障害者支援施設等において障害のある人（就学児以上）に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練を行う日中一時支援事業の適切なサービス提供を推進します。	福祉総務課

## ④生活の場の確保

No.	事業名	方向性	担当課
17	グループホーム【重点】	○地域において自立して暮らせるよう、障害特性に応じた住まいの場となるグループホームの整備を促進します。	福祉総務課
18	住宅改修費の支給	○個人の住宅の居室、浴室、トイレ等を障害のある人用に改修する場合に、住宅改修に要する費用の一部を支給します。	福祉総務課
19	施設入所支援	○施設への入所が必要な障害のある人が円滑な施設利用ができるよう、環境を整備します。 ○事業者との連携のもと、地域の中での入所施設の機能や役割について検討します。	福祉総務課
20	市営住宅の障害者向け改修	○通路等のバリアフリー化やエレベーターの設置がなされている市営住宅を、障害のある人や高齢者向けの住戸として入居を推進します。	建築課

No.	事業名	方向性	担当課
21	障害のある人の市営住宅への優先入居	○障害のある人や高齢者で、入居要件に該当する方に対し、市営住宅への優先入居を行います。 ○県との連携のもと、民間住宅への入居支援の充実を図ります。	建築課
22	強度行動障害児者等への支援	○強度行動障害児者等が各種福祉サービス等を利用しやすい環境整備に努めます。	福祉総務課

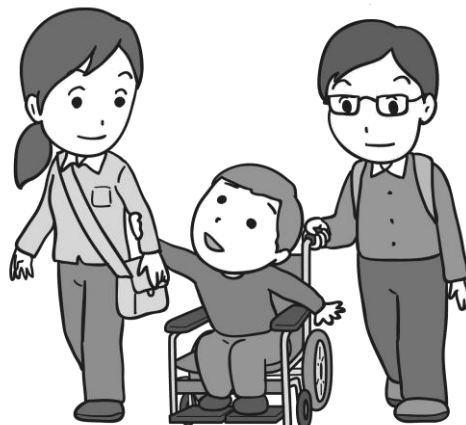
### ⑤その他の生活支援

No.	事業名	方向性	担当課
23	聴覚障害者へのコミュニケーション支援	○手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、聴覚障害のある人の意思疎通の円滑化を図ります。	福祉総務課
24	ボランティア団体への活動支援	○ボランティアガイドを務めるボランティア団体への活動支援を通じ、視覚障害のある人や脳性まひ者等全身障害者の社会参加や外出を支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会
25	補装具費の支給	○障害のある人の身体機能を補完・代替する補装具の購入または修理に要する費用の一部について補装具費を支給します。	福祉総務課
26	日常生活用具費の支給	○日常生活上の便宜を図るため、障害のある人に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の購入に要する費用の一部について日常生活用具費を支給します。	福祉総務課
27	自動車運転免許取得費等の支給	○身体障害のある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、その費用の一部を支給します。 ○身体障害のある人が就労等のために自ら運転する自動車の改造または重度の身体障害のある人の介護者が本人の移動のために自動車を改造もしくは購入する場合、その費用の一部を支給します。	福祉総務課

No.	事業名	方向性	担当課
28	福祉タクシー料金の助成	○電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な障害のある人に対し、福祉タクシー券を交付し、経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。	福祉総務課
29	各種手当の給付	○障害のある人の経済的負担を軽減し、地域で安定した生活が送れるよう、国・県の各種手当に加え、市で心身障害者扶助料を支給します。 ○難病のある人に対し、難病疾患見舞金を支給します。	福祉総務課
30	高齢者・障害者単身世帯等の戸別収集	○家庭から出るごみや資源を集積場所まで運ぶことが困難な高齢者・障害者単身世帯等に対し、戸別の収集を行います。 ○利用世帯数の増加に応じて収集体制等の検討を行います。	ごみ減量推進課
31	地域生活支援拠点等の整備【重点】	○障害者の地域生活を支援する相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等の機能を備えた地域生活支援拠点等を整備します。	福祉総務課

#### ⑥障害のある人の地域移行

No.	事業名	方向性	担当課
32	障害のある人の地域移行【重点】	○医療機関等との連携のもと、障害のある人の地域生活への移行支援及び定着支援に向け、各種サービスの充実を図ります。 ○施設入所者や、病院に入院している障害のある人の地域移行を進める事業（地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助）を推進します。	福祉総務課



### (3)相談・情報提供

#### ●●現状・課題●●

- 障害のある人の安心できる地域生活や生きがいを得られる社会参加にあたって、相談は適切なサービスや支援を受けたり、情報を入手するはじめの一步となります。本市では2016（平成28）年度に基幹相談支援センターを設置し、障害に関する総合的な相談窓口として機能しています。その他にも、市の福祉総務課や市内の相談支援事業所が障害のある人の相談に対応しています。一方アンケートでは、いずれの障害も「どこに相談したらよいかわからない」と回答する人が1割前後みられたため、相談窓口の周知が求められます。ヒアリングでは、気軽な相談窓口が求められているため、ピアカウンセリングなど当事者団体等と連携した体制の構築が必要となります。
- 2012（平成24）年度より障害福祉サービスの支給決定の前にサービス等利用計画案を作成することが義務付けられたことによる利用者の増加に対し、計画相談支援を提供する特定相談支援事業者の不足が課題となっています。相談支援は適切なサービス利用や、就労移行への要となるため、人材の確保・資質の向上が求められます。
- 障害のある人への情報提供については、2016（平成28）年4月に「障害者差別解消法」が施行され、「合理的配慮」を踏まえることが求められています。
- アンケートでは、福祉サービス等の情報の入手先は、いずれの障害も「市民だより」が多くなっています。一方ヒアリングでは、行政からの情報が不足しているという意見や、サービスや市内の事業所等がまとめられたガイド等を求める意見がみられました。障害のある人やその家族、事業所等の声を聞きながら、情報提供体制を強化する必要があります。
- アンケートでは、知的障害のある人で「生活費などお金の管理」「日常の暮らしに必要な事務手続き」「緊急時の避難・連絡」に介助を求める人が多くなっています。成年後見制度はこうした不安を抱え判断能力が不十分である人を支援する制度ですが、アンケートによると認知度は1～2割と、制度が浸透しているとはいえない状況です。特に知的障害のある人では利用意向が高くなっているため、制度の啓発や利用に対する円滑な手続きの整備が必要となります。

#### ●●取組みの内容●●

##### ①相談支援体制の充実

No.	事業名	方向性	担当課
33	刈谷市障害者自立支援協議会の運営	○保健、医療、学校、企業、就労支援等の関係者、相談支援事業者、サービス事業者、当事者団体、行政機関等で構成する刈谷市障害者自立支援協議会において、地域の障害福祉に関するシステムづくりを進めます。	福祉総務課

No.	事業名	方向性	担当課
34	障害者相談支援事業	<p>○特定相談支援事業所等との連携のもと、障害のある人からの相談に対応し、助言や情報提供等の支援を行います。</p> <p>○特定相談支援事業所との連携を強化し、障害のある人のニーズや特性に応じたサービス等利用計画の作成を行うとともにモニタリングを実施し、障害のある人を取り巻く環境の変化等に対応します。</p> <p>○特定相談支援事業所等の体制強化に努めます。</p>	福祉総務課
35	障害児相談支援事業	<p>○障害児相談支援事業所等との連携のもと、障害のある子どもやその保護者からの相談に対応し、助言や情報提供等の支援を行います。</p> <p>○障害児相談支援事業所との連携を強化し、障害のある子どもの障害児通所支援の利用にあたっての障害児支援利用計画の作成を行うとともにモニタリングを実施し、障害のある子どもを取り巻く環境の変化等に対応します。</p> <p>○障害児相談支援事業所等の体制強化に努めます。</p>	福祉総務課
36	市相談窓口の充実	<p>○市福祉総務課の窓口において福祉サービスに関する相談、助言、情報提供を行い、高い専門性が必要とされる相談内容については、専門機関と連携を図りながら必要な支援を行います。</p> <p>○研修等への参加を通じ、相談にあたる職員の知識の向上に努めます。</p>	福祉総務課
37	基幹相談支援センターの運営	<p>○基幹相談支援センターに相談支援専門員を配置し、年齢や障害の種類を問わず、障害に関する様々な悩みごとや困りごとの相談に対応します。</p> <p>○基幹相談支援センターを中心に、市内の相談機関や、障害のある人が利用する障害福祉サービス提供事業所、医療機関、学校等との連携を強化します。</p>	福祉総務課

## ②情報提供の充実

No.	事業名	方向性	担当課
38	声の市民だより	○「声の市民だより」により、視覚障害のある人へ市の行政情報、その他公的な情報を提供します。	広報広聴課
39	情報のバリアフリー化の推進	○市民だよりやホームページについて、文字の大きさやフォント、色彩等に配慮し、障害のある人にとって見やすく、わかりやすい情報の提供に努めます。 ○障害のある人の特性やニーズに対応した情報提供の方法等を把握し、必要に応じて導入していきます。	広報広聴課
40	刈谷の福祉ガイド	○手帳取得の手続きやサービス内容を紹介する「刈谷の福祉ガイド」を毎年度改訂し、配布します。 ○ガイドの紹介や配布の方法について研究し、サービスを必要とする人に情報が届くよう努めます。 ○市内の事業所にサービスの情報を提供します。	福祉総務課

## ③障害のある人の権利擁護

No.	事業名	方向性	担当課
41	成年後見制度	○刈谷市成年後見支援センターを運営し、成年後見制度に係る相談、手続き支援、啓発、法人後見を行います。 ○サービス利用の観点から、成年後見制度を利用する必要がある知的障害または精神障害のある人に対し、制度の利用を支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会
42	日常生活自立支援事業	○判断能力が十分でない障害のある人等が、地域で自立した生活を送れるよう、日常生活自立支援事業による、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援を行います。	福祉総務課 社会福祉協議会
43	虐待の防止と被虐待者の保護【重点】	○障害者虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動を行います。 ○障害者虐待防止センターの機能を含め、通報・報告等に係る体制の整備を行います。 ○被虐待者を一時的に保護できる場所を確保します。	福祉総務課 子育て推進課
44	総合的な権利擁護の推進	○障害のある人の増加や高齢化等に対応するため、支援体制のあり方について検討を進めます。	福祉総務課 社会福祉協議会

## 2 自立と社会参加の基盤づくり

### (1) 障害のある子どもの教育・育成

#### ●● 現状・課題 ●●

- 障害の有無に関わらず子どもたちがのびのびと成長するには、それぞれの個性を尊重した環境を整備することが大切です。障害のある子どもや発達に遅れがある子どもに対しても、障害等の特性を踏まえた療育が必要となります。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害のある子どもへの支援体制の整備や、発達障害のある子どもへの支援の充実、医療的ケアを必要とする子どもへの総合的な支援体制の構築を進めることとなっています。
- アンケートでは、身体障害のある人及び知的障害のある人で「障害の特性に合ったきめ細やかな支援」、精神障害のある人で「障害の早期発見・早期療育システムの確立」等が求められています。ヒアリングでは、障害児の相談支援体制の充実を求める意見がありました。保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携して情報を共有し、適切な療育につなげることで、切れ目のない支援を行っていくことが大切です。
- 本市では、2018（平成30）年4月より肢体不自由児向けの刈谷市立刈谷特別支援学校が小垣江東小学校敷地内に開校予定となっています。小学校に併設していることで、専門的な支援を受けながら障害のある子どもとない子どもがともに教育を受けられる環境となることが期待されています。
- 本市では、すべての保育園、幼稚園で障害のある子どもの受け入れが行われています。一方ヒアリングでは療育から保育への移行がしにくいという意見がありました。インクルーシブ教育や統合保育等、障害の有無に関わらず子どもが成長する場が望まれています。
- 市内のすべての市立小中学校には、特別支援学級を設置しています。また、言語障害や注意欠陥多動性障害（ADHD）等、発達障害のある児童を対象とした通級指導教室を設置しています。アンケートでは、身体障害のある子ども及び精神障害のある子どもでは「普通学校において、できるだけ他の児童生徒と同じ教育やサポートを受けられる環境」、知的障害のある子どもでは「普通学校の特別支援学級において、他の児童生徒と交流しながら、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境」が高くなっており、障害の特性に合った就学環境が求められています。
- 卒業後の進路については、アンケートでは、身体障害のある子ども及び精神障害のある子どもで「学校・大学・専門学校などに進学したい、している」、知的障害のある子どもでは「一般企業に就職したい、している」「福祉施設に通所したい、している」等、企業や施設への就労・通所の希望が高くなっています。ヒアリングでも、卒業後の雇用や居場所の確保が求められています。卒業後の進路を叶えるために、在学時からの事業所や企業等との連携が求められます。



●● 取組みの内容 ●●

① 早期療育の充実

No.	事業名	方向性	担当課
45	児童発達支援センター	○児童発達支援センターとして位置付けられた、しげはら園や民間事業所において、障害のある子どもや発達に遅れのある子どもに対し、基本的な生活習慣及び集団生活への適応性を養う早期療育を行うとともに、相談支援等の機能を整備します。	子育て支援課
46	保育及び就学前教育の充実	○障害のある子どもの理解と指導についての研修を深め、すべての保育園・幼稚園で障害のある幼児の受け入れを行います。 ○保育士や幼稚園教諭等の加配により、障害のある幼児の受け入れ体制の充実を図ります。	子ども課
47	保育カウンセラーの実施	○保育園や幼稚園に通園している障害のある子どもや保護者、保育者に対し、臨床心理士が園に訪問指導を行います。	子ども課

② 学校教育の充実

No.	事業名	方向性	担当課
48	刈谷市立刈谷特別支援学校での支援の充実	○衣浦定住自立圏域(刈谷市、知立市、高浜市)の肢体不自由のある児童生徒にとって、安心安全に学校生活を送ることができるとともに、特色と魅力のある学校づくりに努めます。	教育総務課 学校教育課
49	特別支援教育の推進	○特別支援教育コーディネーターの各校への配置や、校内委員会の設置、研究会の開催、巡回相談の実施等を通じ、障害のある児童生徒への教育体制を整備し、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行います。	学校教育課
50	個別教育支援計画	○一人ひとりの習熟に合った個別の教育支援計画や、個別の指導計画を作成します。	学校教育課
51	インクルーシブ教育	○インクルーシブ教育の理念に基づき、国等の動向を踏まえ、地域の学校で障害のある児童生徒が学べる環境を整備します。	学校教育課
52	通級指導の充実	○言語障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)のある児童を対象とした通級教室を設置し、指導の充実に努めます。 ○注意欠陥多動性障害(ADHD)等の児童が増加していることを踏まえ、通級教室の拡大を県に要望します。	学校教育課

No.	事業名	方向性	担当課
53	関係機関との連携 【重点】	<p>○刈谷市障害者自立支援協議会を中心として、教育、医療、福祉、健康、労働等の各分野が連携する体制を整備します。</p> <p>○特別支援教育連携協議会の開催を通じ、教育、医療、福祉、健康、労働等の各分野が連携した児童生徒への支援に努めます。</p> <p>○障害のある児童について、小学校入学前に個別の教育支援計画を作成し、保育園、幼稚園から小学校、中学校に至るまで、一体的な指導が行える体制を整備します。</p>	福祉総務課 学校教育課
54	支援員・補助員の配置	<p>○市内全小学校に学校教育活動支援指導補助員を配置するとともに、必要に応じて特別支援学級児童生徒支援指導補助員と肢体不自由児童生徒介助支援員を配置します。</p> <p>○より継続した指導を行うため、支援員・補助員の増員、勤務日数の増加を検討します。</p>	学校教育課
55	体験学習・校外学習の推進	○各学校の特別支援学級に通級する児童生徒同士の交流を図るため、合同行事を開催します。	学校教育課
56	学校施設のバリアフリー化の推進	<p>○必要に応じてスロープの設置等を行うなど、学校施設のバリアフリー化を推進します。</p> <p>○学校施設の改築の際には、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点から建設を進めます。</p>	教育総務課
57	就学相談・情報提供の充実	○就学指導委員会の開催や、就学相談、特別支援学校への体験入学等を通じ、障害のある児童生徒の就学を支援します。	学校教育課
58	障害のある子どもの進路指導の推進	○職場実習や卒業生からの進路を学ぶ会等の実施を通じ、障害のある児童生徒が、自身の将来の進路や職業を考える機会を設けます。	学校教育課

### ③子育て支援の充実

No.	事業名	方向性	担当課
59	放課後児童クラブの充実	○放課後児童クラブ施設のバリアフリー化を進め、障害のある児童の受け入れに努めます。	子育て推進課
60	放課後子ども教室の充実	○放課後子ども教室において、障害のある児童の受け入れに努めます。	生涯学習課

No.	事業名	方向性	担当課
61	レスパイト	○夏休み等の長期休暇における障害のある中・高校生等の日中活動の場の確保及び家族の休息を図るため、障害者支援施設等で日中において一時的に受け入れるレスパイト事業を実施します。	福祉総務課
62	児童発達支援	○障害のある子どもの身近な療育の場として、地域の障害のある子どもを対象に、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施します。	福祉総務課
63	放課後等デイサービス	○学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所づくりや訓練の場を提供する放課後等デイサービスを実施します。	福祉総務課
64	保育所等訪問支援	○保育園等を利用している障害のある子どもに対して、障害児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。	福祉総務課
65	ファミリー・サポート・センターの充実	○ファミリー・サポート・センターに登録する援助会員への講習会等の実施により、障害のある子どもへの対応ができる会員の確保・養成に努めます。	子育て支援課



## (2)雇用・就労

### ●●現状・課題●●

- 障害のある人が社会参加し自立していくためには、障害の特性に応じて就労できることが望まれます。アンケートでは、特に取り組む必要がある障害者施策について、いずれの障害でも「雇用・就労」が高くなっています。
- 2016（平成28）年6月の障害のある人の実雇用率は全国平均で1.92%、愛知県平均で1.85%といずれも過去最高となっていますが、法定雇用率（民間企業）の2.0%には達していません。2018（平成30）年度からは法定雇用率（民間企業）が2.2%となり、精神障害のある人の雇用も算定基礎の対象となることから、今後も障害のある人の就労を拡充していく必要があります。
- アンケートによると、本市の就労の状況は身体障害のある人で21.8%、知的障害のある人で28.3%、精神障害のある人で30.4%となっています。前回調査と比較すると、身体障害のある人、知的障害のある人で減少しています。ヒアリングでは、就労移行支援事業所による取組みが機能し、障害のある人の一般就労が増加しているという意見がみられました。一方で、固定の企業のみ法定雇用率を達成しており、特に中小企業等において障害者雇用が進んでいない状況となっています。自立支援協議会の就労支援部会では、障害者就業・生活支援センターを含めた各事業所の連携も課題となっています。
- アンケートによると、就労にあたっての課題としては、働くこと自体や仕事での体調の変化への不安があげられます。就労や就労後の定着に向けて必要な配慮では、いずれの障害においても「職場内で障害に対する理解があること」が高くなっています。2018（平成30）年度から新たなサービス「就労定着支援」が開始するため、サービスの利用を促進し、関係者が連携して就労後の支援を強化していく必要があります。
- 精神障害のある人や知的障害のある人では、就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所での就労も多くなっています。工賃の向上や事業所の確保等、福祉的就労の質を高めることが求められます。

### ●●取組みの内容●●

#### ①雇用の場の拡大

No.	事業名	方向性	担当課
66	企業等への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人の雇用義務制度や、企業の社会的責任等の啓発を行います。</li> <li>○パンフレット等の活用により、各種助成制度等の情報提供を行います。</li> </ul>	商工業振興課

No.	事業名	方向性	担当課
67	就労支援ネットワーク【重点】	○障害のある人の一般就労を促進するため、刈谷市障害者自立支援協議会を中心として、特別支援学校等の教育機関、公共職業安定所等の就労関係機関、就労移行支援を行う事業所、企業等と情報を交換し、連携を図ります。	福祉総務課
68	市職員の障害者雇用の拡大	○今後も障害者雇用率が法定雇用率を上回るよう職員の計画的な採用を行います。 ○職場のバリアフリー化や就労形態の工夫により、障害のある人が働きやすい環境づくりに努めます。	人事課
69	障害者雇用企業の評価	○総合評価落札方式で行う工事入札において、障害のある人の雇用に積極的に取り組む企業を評価することにより、企業における障害のある人の雇用を促進します。	契約検査課
70	障害者就業・生活支援センターとの連携強化	○西三河南部西圏域の障害のある人の就労支援に関して中心的な役割を担う、障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図ります。	福祉総務課
71	起業への支援	○刈谷市民活動支援基金の活用により、NPO法人の設立活動を支援します。 ○刈谷市民ボランティア活動センターにおける相談や講座等を通じ、NPOの設立活動を支援します。	市民協働課

## ②個々に応じた就労支援

No.	事業名	方向性	担当課
72	就労移行支援	○福祉施設から一般就労等への移行に向けて、基礎的な訓練の実施、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後における職場定着等、障害のある人の就労移行支援事業を行います。	福祉総務課
73	就労継続支援	○一般就労が困難な障害のある人等を対象に、通所により働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業を行います。	福祉総務課
74	就労定着支援	○障害のある人の就労後における職場定着率の向上のために就労定着支援事業を行います。	福祉総務課

No.	事業名	方向性	担当課
75	職親委託	○知的障害のある人を預かり、自立のための生活訓練や就職に必要な技能習得訓練を行う職親委託事業を行います。	福祉総務課

### ③総合的な就労支援施策の推進

No.	事業名	方向性	担当課
76	工賃水準の向上	○就労継続支援事業所等の工賃水準の向上を図るため、事業所製品の展示・販路拡大等に努めます。 ○「刈谷市障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」を庁内に広く周知し、就労継続支援事業所等からの物品、役務の調達を拡大します。	福祉総務課 社会福祉協議会
77	就職支度金の支給	○社会復帰の促進を図ることを目的として、就労移行支援事業を利用している人が、訓練を終了し就職等により自立する場合に就職支度金を支給します。	福祉総務課
78	障害のある人の雇用への理解促進 【重点】	○障害のある人を雇用している企業や、企業で活躍している障害のある人の紹介を行う等、障害者雇用への理解の促進を図ります。	福祉総務課



### (3)スポーツ・文化芸術活動

#### ●●現状・課題●●

- 障害のある人が生きがいをもって暮らしていくためには、スポーツや文化芸術活動を通じた社会参加の促進を図る必要があります。国では、障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の充実として、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」と「障害者学習支援推進室」の設置等を進めています。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、障害者スポーツの気運が高まっていくことが期待されます。
- アンケートでは、今後活動したいスポーツや文化芸術活動は、いずれの障害も「コンサート・映画・スポーツ等の鑑賞」が高くなっています。また活動するための条件は、いずれの障害も「身近なところで活動できる」「活動情報の提供」が高くなっています。またヒアリングでは、スポーツに参加する機会・場所が不足しているという意見がみられました。
- 本市では、障害のある人のスポーツや文化芸術活動への参加にあたって、イベントの開催や活動場所の整備、経済的な援助等を行っています。今後はより多くの人に参加できるような情報提供や環境整備、活動を支援する人材の育成が求められます。

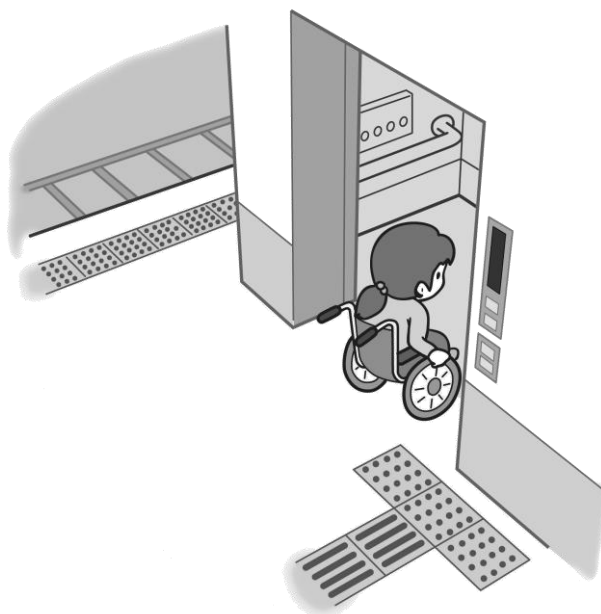
#### ●●取組みの内容●●

##### ①スポーツ・文化芸術活動の推進

No.	事業名	方向性	担当課
79	スポーツ大会激励金	○スポーツ大会への参加を支援するため、全国大会等に出場する障害のある人に激励金を交付します。	福祉総務課
80	スポーツ活動への参加支援	○スポーツ活動への障害のある人の参加を支援するため、ボランティアや指導者の育成に努めます。 ○総合型地域スポーツクラブ等で、障害のある人も参加できるプログラムの提供に努めます。	スポーツ課
81	スポーツ教室の開催	○一人でも多くの人々がスポーツに親しめるよう、障害のある人が参加できるスポーツ教室を開催します。	福祉総務課 社会福祉協議会
82	文化芸術活動機会の充実	○障害のある人が開催・参加する作品展・文化展等を支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会
83	企画展の無料化	○障害のある人が文化芸術作品にふれられるよう、企画展の無料化を実施します。	文化観光課

## ②参加しやすい環境の整備

No.	事業名	方向性	担当課
84	文化施設等のバリアフリー化の推進	○文化施設等において、車いすトイレや車いす用観客席の整備、施設へのエレベーターの設置等を進め、障害のある人が安心して活動できる環境を整備します。	生涯学習課 文化観光課
85	磁気ループシステムの活用	○講演会において、磁気ループシステムの使用により、聴覚障害のある人が参加しやすい環境づくりを進めます。	生涯学習課
86	市立図書館サービスの充実	○大活字本や録音図書等の充実、対面朗読や音訳資料の配送サービスの充実を図り、視覚障害のある人の利用を促進します。 ○ボランティアによる朗読サービスの活動を支援します。	生涯学習課





### 3 人にやさしいまちづくり

#### (1)まちづくり

##### ●●現状・課題●●

- 障害のある人の通学・通勤・通所等や、地域での活動を円滑にするにあたって、まちのバリアフリー化は不可欠です。アンケートによると、市内の道路や施設のバリアフリー化への満足度は50%程度となっています。
- アンケートでは、外出時に困っていることとして、身体障害のある人では「歩道、通路の段差、障害物」「建物の階段・段差」「トイレの利用」、知的障害のある人及び精神障害のある人では「緊急時の対応」「交通手段がない、少ない」があげられました。また、2016（平成28）年4月に施行された「障害者差別解消法」の推進にあたって、あらゆる場面で合理的配慮の提供が求められますが、アンケートでは、建物、公共交通機関等の利用に関しての配慮が特に求められています。
- ヒアリングでは、市内のバリアフリーは昔と比べて進んできているという意見がみられましたが、一方で、駅周辺や道路のバリアフリー化、自動車や自転車のマナーなどについて課題があげられました。障害の特性や個々で求められる配慮は異なるため、人や場面に応じて対応する意識付けが大切です。また、交通手段についての要望は高く、公共施設連絡バスの拡充が特に求められています。
- 近年、東日本大震災や熊本地震等の地震が発生する中で、障害のある人の避難生活等、災害時支援について課題がみられます。今後、本市でも東南海地震等の大規模な地震発生により甚大な被害が想定されるため、情報の入手や避難等、災害時の支援体制を整備していく必要があります。
- アンケートでは、災害時に困ることとして、身体障害のある人では「避難場所の設備が使えるか不安（トイレ・段差など）」、精神障害のある人では「避難場所での薬の確保や医療ケアなどが不安」、知的障害のある人では「避難場所で周りの人から障害の理解を得られるか不安」が高く、障害により求められる支援に差がみられます。
- ヒアリングでは、市内の事業所において何らかの災害時対策が行われていることがわかりました。一方で、障害の特性に合わせた避難場所の確保や、備品や設備の整備、連携体制の構築を求める意見がみられます。また、特に避難にあたっては地域の理解や連携が求められており、日頃からのコミュニケーションや避難訓練への参加等により、関係性を構築することが課題となっています。

●● 取組みの内容 ●●

①ユニバーサルデザインのまちづくり

No.	事業名	方向性	担当課
87	公共施設等のバリアフリー化の推進	<p>○新設する公共施設について、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を行います。</p> <p>○既存の公共施設について、利用者の要望を把握しながらバリアフリー化を推進します。</p> <p>○投票所入り口の段差へのスロープ設置や、点字投票、代理投票等の制度について周知を行い、障害のある人が選挙に参加する機会を保障します。</p>	施設保全課 総務文書課
88	民間施設のバリアフリー化の促進	<p>○市内の民間施設に対し、バリアフリー化に関する啓発活動を行います。</p> <p>○多くの市民が利用する医療機関や金融機関、飲食店等、公共性の高い民間施設のバリアフリー化に対し、補助を行うとともに、制度を周知し利用を促進します。</p>	建築課
89	わかりやすいサインの研究	<p>○公共施設の案内板等の新設、修正において、障害のある人にもわかりやすい表示や色彩、デザインとなるよう努めます。</p>	都市交通課

②安全な移動の確保

No.	事業名	方向性	担当課
90	文字情報の充実	<p>○駅の改札口やホームで列車の遅れや緊急情報を、音声だけでなく電光掲示板等による文字情報の充実が図られるよう、団体等と連携しつつ、事業者働きかけていきます。</p>	福祉総務課 都市交通課
91	刈谷市公共施設連絡バスの充実	<p>○刈谷市公共施設連絡バスを運行し、障害のある人や高齢者等の社会参加を促進します。</p> <p>○刈谷市公共施設連絡バスの利用者数が増加していることを踏まえ、路線の新設やバス停のシェルター、ベンチ等の整備を推進します。</p>	都市交通課
92	安全な歩行空間の整備	<p>○電線類の地中化、自転車と歩行者の分離を行うなど、誰もが歩きやすい安全な歩行空間の創出を図ります。</p> <p>○段差の解消等を考慮した歩道整備等を推進します。</p>	道路建設課

### ③防災・防犯対策の推進

No.	事業名	方向性	担当課
93	防災に関する啓発の推進	<p>○防災に関する広報や、地域の自主防災訓練への支援、防災講話の実施等を通じ、地域の防災活動を推進するとともに、障害のある人の防災訓練への参加を促進します。</p> <p>○要望に応じて、障害者福祉施設等に対し防災知識の普及や啓発を行います。</p>	危機管理課 福祉総務課
94	避難行動要支援者の把握と地域のネットワークの構築	<p>○地域、関係機関及び関係課が連携し、避難行動要支援者の把握を進めるとともに、個人情報等に配慮しながら情報の一元化と共有体制を整備します。</p> <p>○地域、関係機関及び関係課が連携し、避難行動要支援者の個別支援計画を作成していきます。</p>	危機管理課 福祉総務課
95	災害時等の情報伝達	<p>○FM放送を活用した防災ラジオや、防災行政無線、メール配信サービス等を用いて、障害のある人等への情報伝達体制の整備に努めます。</p>	危機管理課
96	避難所等における配慮	<p>○避難所において障害のある人が生活に困らないよう、必要な配慮について共有化を図ります。</p> <p>○関係機関と連携し、一般避難所の福祉スペース、福祉避難所及び医療救護所の充実を図ります。</p> <p>○聴覚障害のある人に状況説明や物資の配給等の情報が伝わるよう、文字情報を提供します。</p> <p>○医師会等関係団体との連携のもと、災害時の医療体制を整備します。</p>	危機管理課 福祉総務課 健康推進課 子育て支援課 教育総務課
97	防犯対策の推進	<p>○市民だより等で、家庭における防犯対策等の啓発を行います。</p> <p>○刈谷市メール配信サービスを活用し、防犯に関する情報を提供し、注意を促します。</p> <p>○市民相談や消費生活相談を実施します。</p>	くらし安心課

## (2) 障害と障害のある人への理解

### ●● 現状・課題 ●●

- 国では、2016（平成28）年4月に「障害者差別解消法」が施行され、障害の有無に関わらず共生できる社会をめざすために「差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められています。一方アンケートでは、いずれの障害においても「障害者差別解消法」の認知度は低くなっています。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。精神障害や知的障害、身体障害の内部障害等は、見た目からは障害がわかりづらいため、障害の特性を正しく理解できるよう啓発することが大切です。
- アンケートでは、特に取り組む必要がある障害者施策として、いずれの障害でも「障害と障害のある人への理解」が高くなっています。また、障害の理解に必要だと思うことについては、いずれの障害も「障害のある人の社会参加（就労・就学など）」が高く、知的障害のある人では「学校での障害に関する教育や情報提供」も高くなっています。
- 障害に対する適切な理解や接し方等を学ぶためには、啓発や教育により正しい知識を得ることや、交流等により実際にコミュニケーションをとることが大切です。本市では、小中学校で福祉実践校として障害体験等を行っています。また、障害のある人とない人が交流するイベント等を実施しています。
- ヒアリングでは、理解を促進する講座の充実や、地域での交流の場や機会、またイベントの実施については、障害のある人とない人がより深く接することが求められています。交流の機会だけでなく、内容についても充実させていく必要があります。

### ●● 取組みの内容 ●●

#### ① 広報・啓発の推進

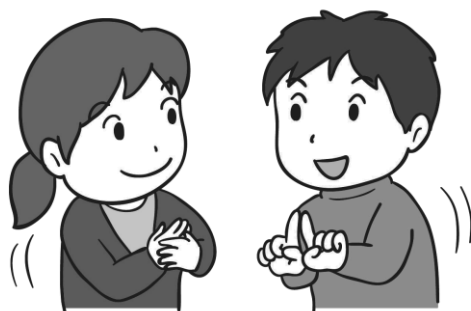
No.	事業名	方向性	担当課
98	市民の理解促進 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民だよりやホームページ、社会福祉協議会の機関紙等を通じ、障害や障害のある人への理解を進める広報・啓発活動を行います。</li> <li>○障害特性の理解と対応方法について広報・啓発活動を行います。</li> <li>○障害者週間の周知やヘルプマークなど障害のある人に関するマーク等の普及・啓発を図ります。</li> <li>○障害を理由とする差別の解消を推進するため、「障害者差別解消法」の周知を行います。</li> </ul>	福祉総務課 社会福祉協議会
99	市職員等の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市職員を対象として福祉体験研修や人権研修等を実施し、障害の特性や障害のある人についての理解の促進を図ります。</li> </ul>	人事課

## ②福祉教育の推進

No.	事業名	方向性	担当課
100	学校における福祉教育の推進	<p>○小中学校において、社会福祉協議会との連携による福祉実践教育を実施します。講義やボランティア体験学習等の実施により、障害者福祉等に関する知識や理解を深め、将来的なボランティアの担い手の育成を図ります。</p> <p>○小中学校の「総合的な学習の時間」等の中で、福祉をテーマとした学習を進めます。</p> <p>○交流学習を通じて、障害のある児童生徒についての正しい理解と接し方のマナーを身につけていきます。</p>	学校教育課 社会福祉協議会
101	教職員の障害者理解	<p>○小中学校の教職員を対象に研修等を実施し、障害と障害のある児童生徒についての知識を深めます。</p>	学校教育課

## ③交流活動の推進

No.	事業名	方向性	担当課
102	施設祭り・イベントの開催支援	<p>○障害者支援施設等において、地域住民との交流が図られるよう、夏祭り等のふれあいの場づくりを支援します。</p> <p>○障害のある人に対し、各種行事等に障害のある人が参加しやすくなるよう、啓発を行います。</p>	福祉総務課 社会福祉協議会
103	児童生徒の交流	<p>○障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解を深めるため、特別支援学校と小中学校、保育園、幼稚園等との交流の機会を設けます。</p>	学校教育課 子ども課



### (3) 地域福祉の推進

#### ●● 現状・課題 ●●

- 国では、2016（平成28）年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域共生の実現に向けて、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの相互または一体的な利用の仕組みづくりや住民団体等によるインフォーマル活動への支援等を進めることとなっています。
- 市内では、様々なボランティア団体が活動しており、コミュニケーションの支援や、障害の理解を促進する取り組みを行っています。アンケートによると、障害のある人が求めるボランティアについて、「病院等への送迎・外出介助」「話し相手、相談相手」が高く、障害のある人のニーズを踏まえてボランティアの確保・育成をしていくことが求められます。
- アンケートでは、今後参加したい地域の活動や行事について、いずれの障害でも「地域の行事・イベントへの参加」が高く、参加条件としては、いずれの障害でも「障害のある人もない人も一緒に活動できる」が高くなっています。ヒアリングでも、学校を卒業した後の地域での居場所づくりが求められているため、障害の有無に関わらず、地域で交流できる機会が必要となっています。

#### ●● 取組みの内容 ●●

##### ① 地域福祉活動の推進

No.	事業名	方向性	担当課
104	ボランティアの育成と活動支援	○刈谷市民ボランティア活動センターと社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティアに関する情報提供や相談、活動のコーディネートを行います。	市民協働課 社会福祉協議会
105	地域住民の理解と支援	○障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境づくりや、災害時の避難支援の充実に向け、地域の支えあい・助けあい活動を促進します。 ○地区社会福祉協議会の活動支援を行い、地域の支えあい・助けあい活動を促進します。	福祉総務課 社会福祉協議会
106	障害のある人の社会貢献活動の支援	○障害のある人が他の障害のある人を支援する「ピアサポート」「ピアカウンセリング」等の障害のある人が行う社会貢献活動を促進します。	福祉総務課

## ②関係団体との連携

No.	事業名	方向性	担当課
107	民生委員・児童委員の活動促進	○地域の福祉活動の相談役、推進役として重要な役割を担う民生委員・児童委員に対し、障害や障害のある人に関する知識を深めるための研修等の開催や、関係機関との連携について支援します。	福祉総務課
108	当事者団体の活動への支援	○活動場所や情報の提供等を通じ、団体の主体性を尊重した活動支援を行います。 ○希望する人が加入できるよう、当事者団体の活動のPRを行います。	福祉総務課







**II 第5期刈谷市障害福祉計画・  
第1期刈谷市障害児福祉計画**



---

# 第1章 計画の概要

---

# 1 計画策定の背景と趣旨

## (1) 計画策定の趣旨

2013（平成25）年4月に施行された障害者総合支援法は、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討が行われ、2016（平成28）年5月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（「障害者総合支援法」「児童福祉法」の一部改正）が成立しました。

改正の内容には、障害のある人の望む地域生活の支援や、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等が盛り込まれています。また、各市町村では、引き続き「障害者総合支援法」に基づき「障害福祉計画」を策定するとともに、「児童福祉法」の改正では新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられています。

本市ではこれまで「刈谷市障害福祉計画」に基づき、障害のある人の現状を鑑みながら障害福祉サービスの円滑な提供を図ってきました。この度、「第4期刈谷市障害福祉計画」の期間終了及び「障害児福祉計画」の策定が義務化されたことを踏まえ、障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量を明らかにした「第5期刈谷市障害福祉計画」「第1期刈谷市障害児福祉計画」を一体的に策定します。



## (2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について

2016（平成28）年5月に改正された「障害者総合支援法」「児童福祉法」では、障害のある人の望む地域生活の支援や、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が示され、新たなサービスの創設やこれまでの障害福祉サービスの範囲の拡充等が進められることとなっています。

また、法改正に伴い「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」が行われ、新たな成果指標の設定等が示されています。

### ■ 「障害者総合支援法」「児童福祉法」改正の概要

#### ●●趣旨●●

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

#### ●●概要●●

##### 1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

##### 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

##### 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

## ■第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定に係る基本指針の主な内容

### ●●主なポイント●●

- 地域における生活の維持及び継続の推進  
地域生活支援拠点等の一層の整備、基幹相談支援センターの設置促進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 就労定着に向けた支援  
就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築  
障害児福祉計画の作成義務化、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等
- 地域共生社会の実現に向けた取組み  
地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり、専門的な支援を要する者に対する包括的かつ総合的な支援体制の構築
- 発達障害者支援の一層の充実  
発達障害者支援地域協議会の設置、発達障害者支援センターの複数設置等の適切な配慮

### ●●成果目標に関する事項●●

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行（継続）
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）
- 地域生活支援拠点等の整備（継続）
- 福祉施設から一般就労への移行（拡充）
- 障害児支援の提供体制の整備等（新規）

### ●●その他●●

- 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 難病患者への一層の周知
- 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

## 2 計画の性格

「第5期刈谷市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置付け、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めるものです。

「第1期刈谷市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付け、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めるものです。

なお、障害者の福祉全般に関する計画として、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」を策定するため、「第5期刈谷市障害福祉計画」「第1期刈谷市障害児福祉計画」における理念や基本的な方針等は「刈谷市障害者計画」に基づくものとなります。

## 3 計画の期間

「第5期刈谷市障害福祉計画」「第1期刈谷市障害児福祉計画」の計画期間は、2018（平成30）年度から2020年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要がある際は柔軟に対応します。

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
		第5期刈谷市障害福祉計画 第1期刈谷市障害児福祉計画							
		刈谷市障害者計画							

## 4 障害福祉サービスの利用状況

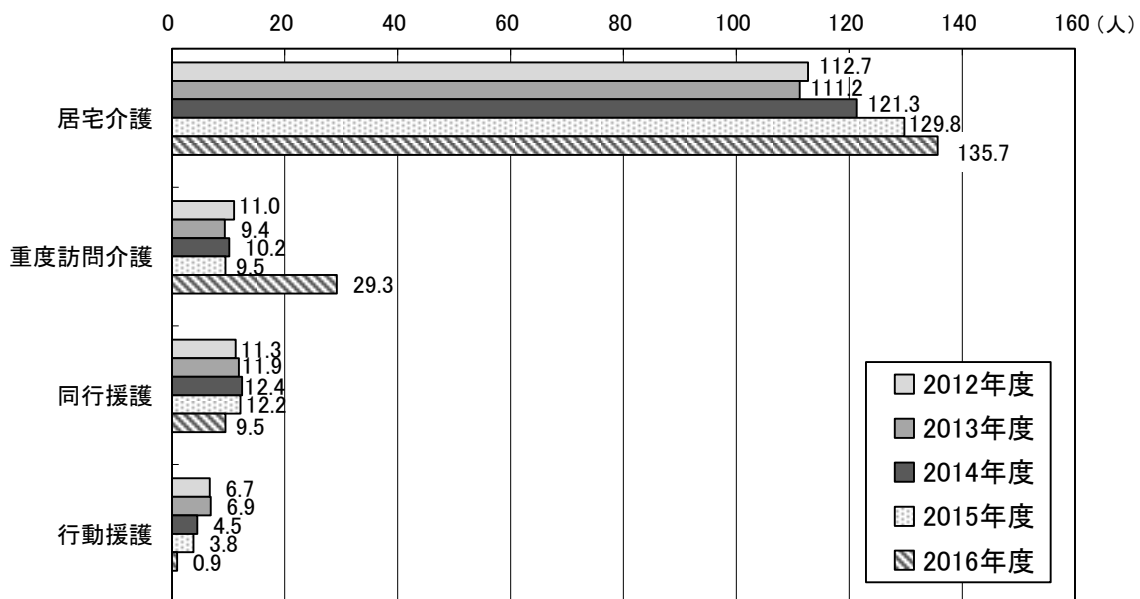
### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスでは、「居宅介護」「重度訪問介護」が多く利用されています。

#### ■訪問系サービスの利用推移

サービス名	単位	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
居宅介護	人/月	112.7	111.2	121.3	129.8	135.7
	時間/月	1,217.9	1,172.1	1,308.7	1,506.0	1,664.7
重度訪問介護	人/月	11.0	9.4	10.2	9.5	29.3
	時間/月	1,961.3	1,834.8	1,406.1	1,572.6	1,624.5
同行援護	人/月	11.3	11.9	12.4	12.2	9.5
	時間/月	84.4	103.1	130.3	86.7	86.0
行動援護	人/月	6.7	6.9	4.5	3.8	0.9
	時間/月	51.8	36.0	27.2	27.5	4.2

#### ■訪問系サービスの利用人数の推移（人/月）





## (2) 日中活動系サービス

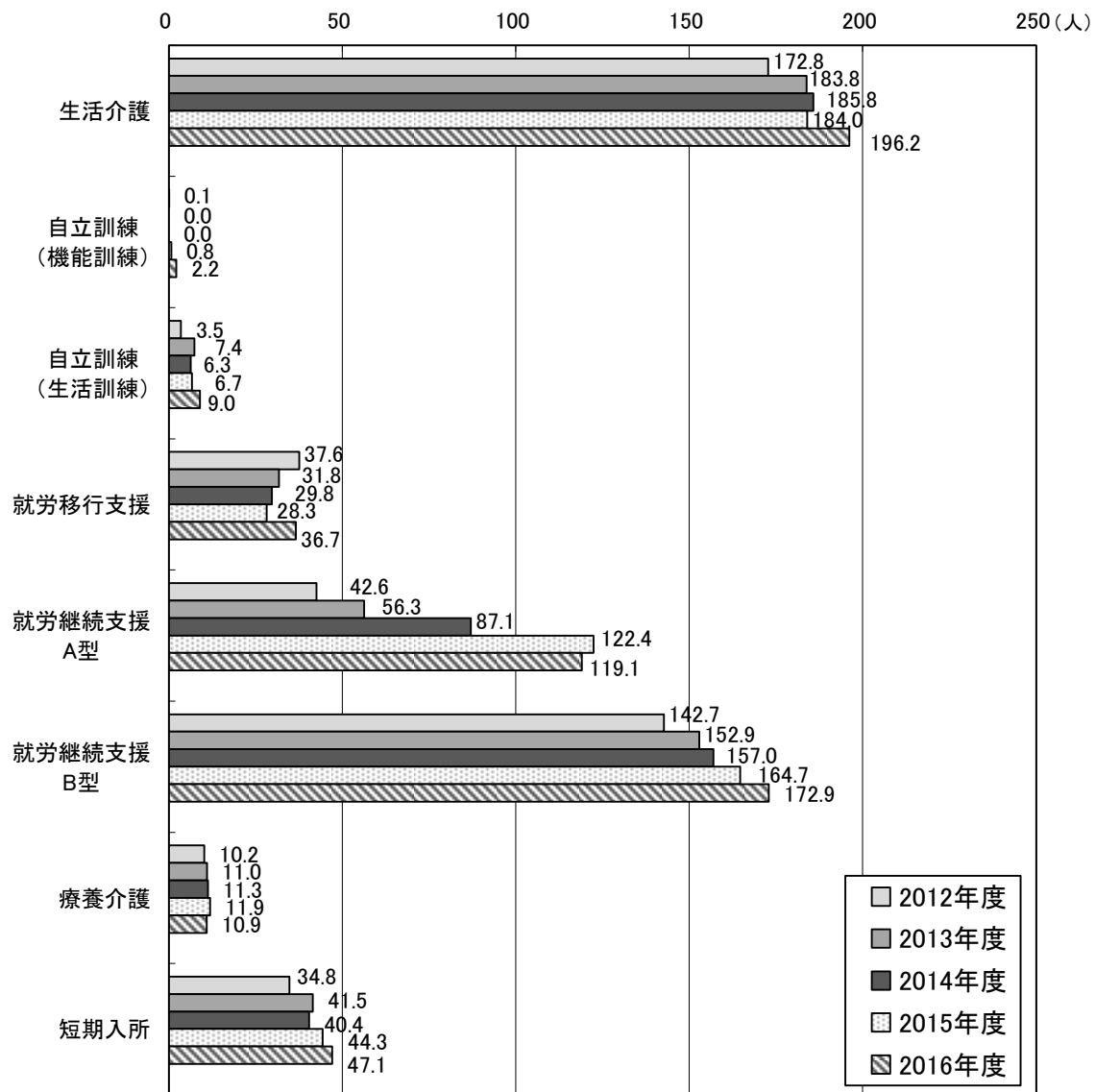
日中活動系サービスでは、「生活介護」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」が多く利用されています。

### ■日中活動系サービスの利用推移

サービス名	単位	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
生活介護	人/月	172.8	183.8	185.8	184.0	196.2
	人日/月	3,283.7	3,473.8	3,461.4	3,510.1	3,610.1
自立訓練（機能訓練）	人/月	0.1	0.0	0.0	0.8	2.2
	人日/月	0.1	0.0	0.0	6.0	15.8
自立訓練（生活訓練）	人/月	3.5	7.4	6.3	6.7	9.0
	人日/月	33.3	24.4	30.2	56.3	83.7
就労移行支援	人/月	37.6	31.8	29.8	28.3	36.7
	人日/月	694.2	553.1	465.6	457.2	586.9
就労継続支援A型	人/月	42.6	56.3	87.1	122.4	119.1
	人日/月	783.6	1,068.6	1,641.4	2,306.8	2,266.8
就労継続支援B型	人/月	142.7	152.9	157.0	164.7	172.9
	人日/月	2,443.7	2,625.2	2,708.3	2,808.0	2,974.0
療養介護	人/月	10.2	11.0	11.3	11.9	10.9
短期入所	人/月	34.8	41.5	40.4	44.3	47.1
	人日/月	136.8	150.1	182.3	222.8	253.2



■日中活動系サービスの利用人数の推移（人／月）



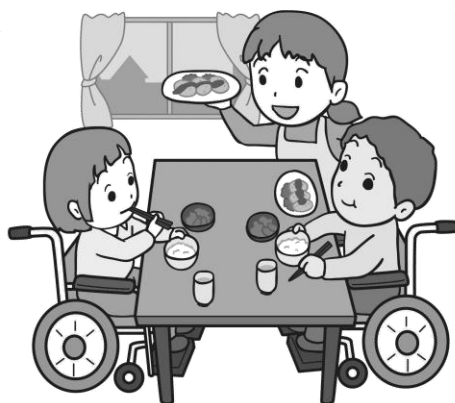
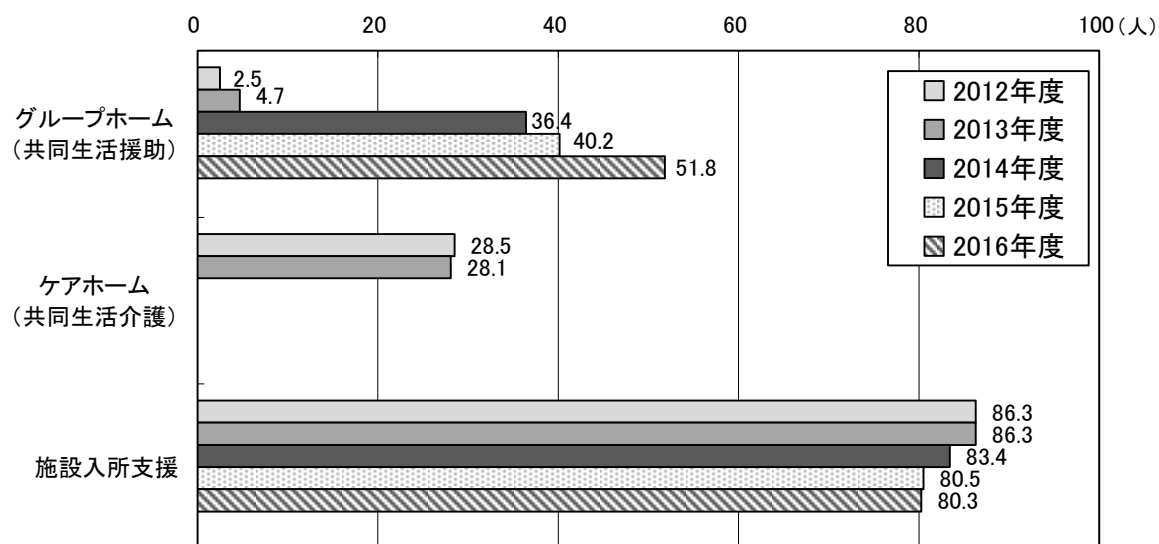
### (3) 居住系サービス

居住系サービスでは、「グループホーム（共同生活援助）」が、2014（平成26）年度に「ケアホーム（共同生活介護）」と統合されたため2013（平成25）年度から2014（平成26）年度にかけて利用人数が増加しています。

#### ■ 居住系サービスの利用推移

サービス名	単位	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
グループホーム (共同生活援助)	人/月	2.5	4.7	36.4	40.2	51.8
ケアホーム (共同生活介護)	人/月	28.5	28.1			
施設入所支援	人/月	86.3	86.3	83.4	80.5	80.3

#### ■ 居住系サービスの利用人数の推移（人/月）



## (4) 相談支援

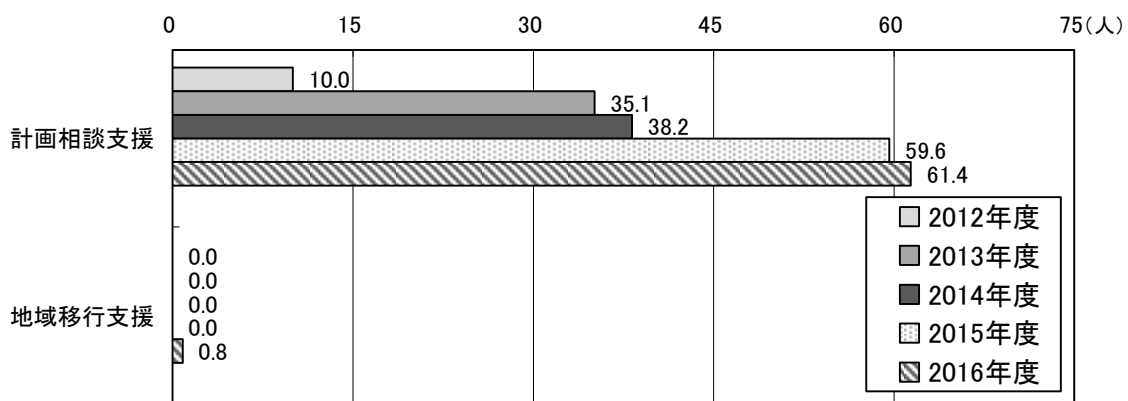
「計画相談支援」は、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成することが義務付けられたため、利用人数が増加しています。

「地域移行支援」は2016（平成28）年度に実績がありますが、「地域定着支援」は本市での利用はまだありません。

### ■相談支援の利用推移

サービス名	単位	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
計画相談支援	人/月	10.0	35.1	38.2	59.6	61.4
地域移行支援	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8
地域定着支援	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

### ■相談支援の利用人数の推移（人/月）



## 5 地域生活支援事業の利用状況

### 【必須事業】

#### (1) 相談支援事業

「障害者相談支援事業」は、市内4か所で実施しています。

「基幹相談支援センター」は、2016（平成28）年度に設置された、障害に関する様々な悩みごとや困りごとを相談する最初の窓口です。

##### ■相談支援事業の推移

サービス名	単位	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
障害者相談支援事業	か所	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	か所	0	0	0	0	1

#### (2) 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」は、2016（平成28）年度まで利用実績がありません。

##### ■成年後見制度利用支援事業の推移

サービス名	単位	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
成年後見制度利用支援事業	件	0	0	0	0	0

#### (3) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業では、「手話通訳者派遣事業」が多く利用されています。

##### ■意思疎通支援事業の推移

サービス名	単位	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	件	169	278	260	261	286
要約筆記者派遣事業	件	11	11	9	9	6

#### (4) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業では、ストマ用装具をはじめとする「排せつ管理支援用具」が多く利用されています。

##### ■日常生活用具給付等事業の推移

サービス名	単位	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
介護・訓練支援用具	件	4	4	4	11	7
自立生活支援用具	件	23	18	30	8	13
在宅療養等支援用具	件	16	36	23	33	30
情報・意思疎通支援用具	件	14	21	20	17	18
排せつ管理支援用具	件	1,719	1,881	1,949	2,094	2,242
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	1	0	0	0

#### (5) 手話奉仕員養成研修事業

「手話奉仕員養成研修事業」の修了者数は、近年増加傾向にあったものの、2016（平成28）年度は減少しています。

##### ■手話奉仕員養成研修事業の推移

サービス名	単位	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	9	19	20	33	8

#### (6) 移動支援事業

「移動支援事業」の支給量は、近年横ばいとなっています。

##### ■移動支援事業の推移

サービス名	単位	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
移動支援事業	人/月	90.3	90.6	83.4	76.3	81.7
	時間/月	845.7	810.9	719.6	678.8	722.9

## (7) 地域活動支援センター事業

「地域活動支援センター事業」は、市内2か所で実施しています。

### ■地域活動支援センター事業の推移

サービス名	単位	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
地域活動支援センター事業	か所（市内）	2	2	2	2	2
	人/月（市内）	47.0	62.0	66.0	56.6	61.0
	人/月（市外）	1.0	2.1	4.3	3.5	4.5

### 【任意事業】

## (8) 日常生活支援

「移動入浴」「日中一時支援事業」の支給量は、近年減少傾向となっています。

### ■日常生活支援の推移

サービス名	単位	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
移動入浴	人/月	6.8	6.7	6.1	6.7	6.1
日中一時支援事業	人/月	52.9	59.8	71.5	62.3	57.1
	回/月	372.4	388.1	420.5	383.7	334.3

## (9) 社会参加支援

「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」「文化芸術活動振興」の講座数、定員数は横ばいとなっています。

### ■社会参加支援の推移

サービス名	単位	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	講座数	4	4	4	4	4
	定員数	180	180	180	180	180
文化芸術活動振興	講座数	5	5	5	5	5
	定員数	100	100	100	100	100
自動車運転免許取得・改造助成	人	16	12	9	11	8

## (10) 就業・就労支援

「更生訓練費給付」「知的障害者職親委託」の利用者は、近年みられません。

### ■就業・就労支援の推移

サービス名	単位	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
更生訓練費給付	人/月	2.0	0.6	0.0	0.0	0.0
知的障害者職親委託	人	1	0	0	0	0





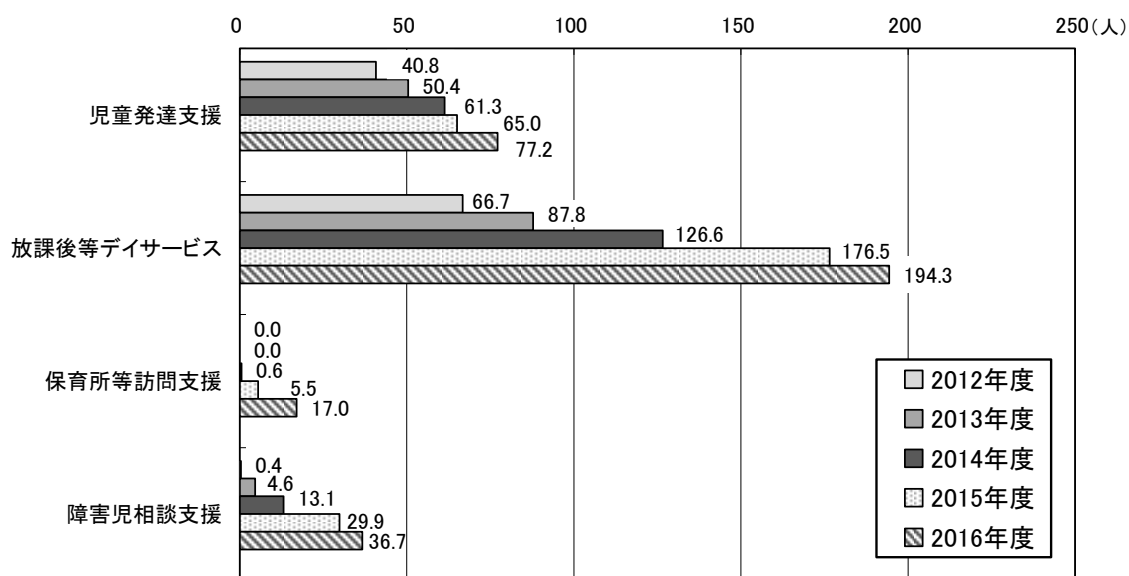
## 6 障害児通所支援等の利用状況

障害児通所支援等のサービスでは、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」が多く利用されています。「保育所等訪問支援」は、2012（平成24）年度のサービス開始後、2014（平成26）年度に初めて利用があり、それ以降利用人数が増加しています。「障害児相談支援」は、支給決定の前に障害児支援利用計画案を作成することが義務付けられたため、利用人数が増加しています。

### ■障害児通所支援等の利用推移

サービス名	単位	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
児童発達支援	人/月	40.8	50.4	61.3	65.0	77.2
放課後等デイサービス	人/月	66.7	87.8	126.6	176.5	194.3
保育所等訪問支援	人/月	0.0	0.0	0.6	5.5	17.0
障害児相談支援	人/月	0.4	4.6	13.1	29.9	36.7

### ■障害児通所支援等の利用人数の推移（人/月）



## 7 市内事業所の状況

本市で障害福祉サービス等を提供する事業所は、増加傾向にあります。種類によっては不足あるいは提供されていないサービスもあります。また2018（平成30）年度以降に新たにはじまるサービスもあるため、見込み量を確保するためにも新たな事業所の参入を促進する必要があります。

### ■市内事業所の状況

種類		事業所数	
障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	16
		重度訪問介護	16
		同行援護	8
		行動援護	1
	日中活動系サービス	生活介護	8
		自立訓練（機能訓練）	0
		自立訓練（生活訓練）	1
		就労移行支援	3
		就労継続支援A型	5
		就労継続支援B型	8
		療養介護	0
		短期入所	4
	居住系サービス	グループホーム	4
		施設入所支援	2
	相談支援	計画相談支援	3
		地域移行支援	2
		地域定着支援	2
地域生活支援事業	移動支援	12	
	地域活動支援センター	2	
	移動入浴	1	
	日中一時支援	2	
障害児通所支援等	児童発達支援	7	
	放課後等デイサービス	15	
	保育所等訪問支援	2	
	障害児相談支援	2	

2017年10月1日現在

---

## 第2章 成果目標の設定

---

# 1 国の成果目標

第5期刈谷市障害福祉計画・第1期刈谷市障害児福祉計画では、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「地域生活支援拠点等の整備」「福祉施設から一般就労への移行等」「障害児支援の提供体制の整備等」の5つの項目において、計画期間内に達成すべき成果目標を設定します。

## ■ 第5期刈谷市障害福祉計画・第1期刈谷市障害児福祉計画において設定する成果目標（国の基本指針より）

項目	国の基準
福祉施設の入所者の地域生活への移行	2016（平成28）年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行する。
	2016（平成28）年度末の施設入所者数から2%以上削減。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。（困難な場合は、複数市町村による共同設置でも可）
地域生活支援拠点等の整備	障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備する。
福祉施設から一般就労への移行等	2020年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を2016（平成28）年度実績の1.5倍以上にする。
	就労移行支援事業の利用者数が2016（平成28）年度末の利用者数の2割以上増加する。
	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上にする。
	就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。
障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。（困難な場合は、圏域での設置でも可）
	保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。（困難な場合は、圏域での確保でも可）
	医療的ケア児支援のために、2018（平成30）年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。（困難な場合は、圏域での設置でも可）

## 2 本市の成果目標の設定

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市の2016（平成28）年度末の施設入所者数は、81人です。

2018（平成30）年度から2020年度までの数値目標については、施設入所者の状況を鑑み、2020年度末までに3人が地域生活へ移行することを目標とします。

また、施設入所者数の削減については、施設入所の待機者が現状として多いことや、強度行動障害者等への対応等、施設入所については、一定の必要性があることも踏まえ、2020年度末時点における施設入所者数は、2016（平成28）年度末の施設入所者数を上回らないことを目標とします。

項目	数値
【基準数】2016（平成28）年度末の施設入所者数	81人
【目標】 地域生活への移行者数	3人 (基準数の3.7%)
【目標】 2020年度末の施設入所者数	81人 (基準数と同数)

#### 【目標達成に向けた取組み】

- 地域移行支援・地域定着支援等の事業の活用を促進します。
- グループホームの設置を促進するため、運営に必要な費用を補助します。
- 入所施設や病院からスムーズに地域生活へ移行するために、地域生活の体験の場の整備を図ります。
- 強度行動障害児者を含む全ての障害のある人が地域で安心して暮らせるようニーズの多様化に対応できる体制の整備を図ります。

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、2020年度末までに保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。

項目	目標
保健・医療・福祉等の関係者による協議の場	設置

#### 【目標達成に向けた取組み】

- 精神障害のある人の生活に必要な地域包括ケアシステムの機能について検討を進めます。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等を、2020年度末までに整備することを目標とします。

項目	目標
地域生活支援拠点等（面的整備型）	整備

#### 【目標達成に向けた取組み】

○市内の既存施設や事業所等をコーディネーター等により有機的につなげる、面的整備型の地域生活支援拠点等の整備に向けて、検討を進めます。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

本市の福祉施設利用者のうち、2016（平成28）年度の一般就労移行者数は17人です。

2020年度中の福祉施設から一般就労への移行者数を、2016（平成28）年度実績の17人から26人に増やすことを目標とします。

また、2020年度末における就労移行支援事業の利用者数を、2016（平成28）年度末実績の43人から52人に増やすことを目標とします。

加えて、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、2020年度末までに全事業所の50%以上とすることを目標とします。

さらに、各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%以上とすることを目標とします。

項目		数値
一般就労移行者数	【基準数】2016（平成28）年度中の一般就労移行者数	17人
	【目標】2020年度中の一般就労移行者数	26人 (基準数の1.5倍)
就労移行支援事業利用者数	【基準数】2016（平成28）年度末の就労移行支援事業利用者数	43人
	【目標】2020年度末の就労移行支援事業利用者数	52人 (基準数の1.2倍)
【目標】就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合		50%以上
【目標】各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率		80%以上

#### 【目標達成に向けた取組み】

- 自立支援協議会の就労支援部会で、一般就労移行についての検討を引き続き行います。
- 現在障害のある人を雇用していない企業に対して働きかけを強化します。
- 障害者就業・生活支援センターや市内の相談支援事業所等、障害のある人や就労に関する機関と連携して、一般就労への移行を図ります。

### (5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針では、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保、2018（平成30）年度末までに各市町村において、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置することとされています。

本市では、児童発達支援センター、保育所等訪問支援、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、すでにサービスの提供体制が確立されています。医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築をめざして協議を行う場を設置することを目標とします。

項目	目標
2018（平成30）年度末までに、医療的ケア児支援のために各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	設置

#### 【目標達成に向けた取組み】

- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、その機能について検討し、関係機関との協議を重ね、2018（平成30）年度末の設置をめざします。





---

## 第3章 障害福祉サービス等の見込み

---

# 1 障害福祉サービスの見込み

障害福祉サービスの内容と見込みは、以下のとおりです。

## (1) 訪問系サービス

### ■ サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等をします。

### 【サービスの見込み量】

居宅介護の継続した利用増加や、近年の重度訪問介護の大幅な利用増加等を踏まえてサービス利用の増加率、障害者数の見込み等を勘案し、各サービスの見込み量を以下のように設定します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護	人/月	105	106	105	106	108	110
	時間/月	1,727.0	1,728.0	1,863.0	1,961	2,106	2,200
重度訪問介護	人/月	8	9	15	16	17	18
	時間/月	1,729.5	2,071.5	2,261.5	2,880	3,400	3,960
同行援護	人/月	11	10	9	12	12	12
	時間/月	98.5	100.5	74.5	108	108	108
行動援護	人/月	4	0	0	4	4	4
	時間/月	29.0	0	0	28	28	28

※実績については、2015年度、2016年度は3月の実績、2017年度は8月の実績。人/月は、実利用人数。

### 【見込み量の確保の方策】

○居宅介護、重度訪問介護では、今後の利用者の増加に備え、新たな事業者の参入を促進します。

## (2) 日中活動系サービス

### ■ サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等をします。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障害のある人が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練をします。
自立訓練 (生活訓練)	知的または精神に障害のある人が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。
療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合に、障害のある人が短期間施設へ入所し、施設で入浴や排せつ、食事の介護等をします。



## 【サービスの見込み量】

生活介護、就労継続支援B型等の利用増加や、特別支援学校の生徒の意向、今後の市内事業所の整備計画等を勘案し、各サービスの見込み量を以下のように設定します。また、2018（平成30）年度より新たなサービスとして「就労定着支援」が開始されるため、就労移行者等を踏まえて見込み量を設定します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	人/月	180	192	190	197	207	211
	人日/月	3,679	3,940	3,556	3,940	4,140	4,220
自立訓練（機能訓練）	人/月	2	2	0	2	2	2
	人日/月	5	5	0	10	10	10
自立訓練（生活訓練）	人/月	7	9	7	9	10	11
	人日/月	66	104	80	99	110	121
就労移行支援	人/月	32	43	30	42	47	52
	人日/月	520	673	458	672	752	832
就労継続支援A型	人/月	124	115	99	115	120	125
	人日/月	2,481	2,296	1,832	2,300	2,400	2,500
就労継続支援B型	人/月	170	190	200	214	229	245
	人日/月	3,050	3,434	3,272	3,638	3,893	4,165
就労定着支援	人/月				3	4	5
療養介護	人/月	12	12	12	12	12	12
短期入所	人/月	31	38	35	46	51	56
	人日/月	212	294	289	322	357	392

※実績については、2015年度、2016年度は3月の実績、2017年度は8月の実績。人/月は、実利用人数。

## 【見込み量の確保の方策】

- 生活介護については、今後の利用者の増加に備え、新たな事業者の参入を促進します。
- 就労継続支援A型、就労継続支援B型については、特に知的障害のある人、精神障害のある人でニーズが高いサービスとなっています。障害のある人の就労支援や工賃の向上等も含め、サービス提供体制を整備します。
- 就労定着支援は、2018（平成30）年度から開始する新たなサービスであるため、一般企業で就労した障害のある人等に対してサービスの周知を行い、利用を促進します。
- 短期入所は、特に身体障害のある人、知的障害のある人でニーズが高いサービスとなっているため、今後も事業所の確保に努めます。

### (3) 居住系サービス

#### ■ サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
グループホーム (共同生活援助)	地域で共同生活を営む人に、住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。

#### 【サービスの見込み量】

2018（平成30）年度より新たなサービスとして自立生活援助が開始されるため、施設入所支援やグループホームの利用者数を踏まえ見込み量を設定します。

グループホームは2014（平成26）年度にケアホームと一元化されました。前計画期間中に市内に新たに3か所整備されましたが、依然としてニーズが高いサービスとなっています。

現在の利用者と今後の市内事業所等の整備計画を勘案し、各サービスの見込み量を以下のように設定します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人/月				1	2	3
グループホーム (共同生活援助)	人/月	42	56	62	70	70	80
施設入所支援	人/月	81	81	78	82	81	81

※実績については、2015年度、2016年度は3月の実績、2017年度は8月の実績。人/月は、実利用人数。

#### 【見込み量の確保の方策】

- 自立生活援助については、入所施設やグループホームの利用者に情報提供し、サービスの利用を促進します。
- グループホームについては、運営費用に対する補助事業を周知し、新たな事業者の参入を促進します。
- 地域移行が可能な施設入所者に対して、積極的に地域移行につながるよう支援します。

## (4) 相談支援

### ■ サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援をします。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援をします。

### 【相談支援の見込み量】

障害福祉サービスの利用にはサービス等利用計画の作成が義務付けられ、計画相談支援の利用者は増加傾向となっています。

地域移行支援、地域定着支援の利用はほとんどありません。

サービスの利用者の状況等から、各サービスの見込み量を以下のように設定します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
計画相談支援	人/月	94	95	86	72	76	80
地域移行支援	人/月	0	1	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

※実績については、2015年度、2016年度は3月の実績、2017年度は8月の実績。人/月は、実利用人数。

### 【見込み量の確保の方策】

- 計画相談支援については、特定相談支援事業者の指定を行い、適切なサービス等利用計画等が作成できる体制を整備します。
- 地域移行支援、地域定着支援については、自立支援協議会での協議や、指定一般相談支援事業者との連携のもとで、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害のある人、単身で障害のある人等が地域生活に移行できるよう検討を進めます。

## 2 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。

地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」があり、各種事業の見込み量を設定します。

### 【必須事業】

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

市民だよりやホームページ、社会福祉協議会の機関紙等を通じ、障害や障害のある人への理解を深める広報・啓発活動を行います。また、障害者週間やヘルプマークなど障害のある人に関するマーク等の普及・啓発を図ります。

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

#### (2) 自発的活動支援事業

障害のある人、その家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

活動場所や情報の提供等を通じ、当事者団体の主体性を尊重した活動を支援します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

### (3) 相談支援事業

障害のある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

本市では2016（平成28）年度に設置された基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組み等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。

また、障害のある人が一般賃貸住宅へ入居を希望するなどの際、相談等の必要な支援をします。

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
障害者相談支援事業	か所	4	4	4	5	5	5
基幹相談支援センター	か所	0	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターの2017年度の実績は、9月末時点の実施か所数。

### (4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害のある人または精神障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる費用のすべてまたは一部を補助します。

判断能力が不十分な障害のある人の障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用を支援します。

本市では、2015（平成27）年度に社会福祉協議会にて開所した刈谷市成年後見支援センターとともに制度の利用促進のための情報提供等を進めます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
成年後見制度利用支援事業	件	0	0	0	1	2	3

※2017年度の実績は、4月から9月までの実績。



## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

本市では、社会福祉協議会に設置した刈谷市成年後見支援センターにおいて、法人後見の実施体制を整備しています。判断能力が不十分な障害のある人で、適切な後見人等が得られないときに社会福祉協議会が後見人となり財産管理等の法律行為について支援します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

## (6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通に支障がある人を手話通訳者の設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣等により支援します。

「障害者差別解消法」の施行により手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業の利用者の増加が見込まれることから、研修等を通じて人材の確保とサービスの質の向上を図るとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう広報します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
手話通訳者設置事業	人	2	2	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業	件	261	286	300	318	337	357
要約筆記者派遣事業	件	9	6	6	12	13	14

※手話通訳者設置事業を除く 2017年度の実績は、4月から9月までの6か月分の実績を2倍したものです。



## (7) 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対して、日常生活用具等を給付します。

それぞれの事業で年度によって支給件数が増減していますが、排せつ管理支援用具の支給件数は増加傾向です。日常生活用具等の給付を必要とする人が利用できるよう周知を図り、利用を支援します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
介護・訓練支援用具	件	11	7	10	12	13	14
自立生活支援用具	件	8	13	26	30	32	34
在宅療養等支援用具	件	33	30	26	36	36	36
情報・意思疎通支援用具	件	17	18	24	27	30	34
排せつ管理支援用具	件	2,094	2,242	2,210	2,343	2,483	2,632
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	0	1	1	1

※2017年度の実績は、4月から9月までの6か月分の実績を2倍したもの。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を開講します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	33	8	16	20	20	20

※2017年度の実績は、9月末時点の受講者数。

## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。

2016（平成28）年度に作成した「移動支援事業ガイドライン」の周知を進めるとともに、より利用しやすいサービスとなるよう、柔軟な利用方法等を検討します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
移動支援事業	人/月	91	94	98	104	109	114
	時間/月	689.0	854.5	842.5	936	981	1,026

※実績については、2015年度、2016年度は3月の実績、2017年度は8月の実績。人/月は、実利用人数。

## (10) 地域活動支援センター事業

障害のある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

近年利用人数は増加傾向にあり、知的障害のある人や、精神障害のある人のニーズは高くなっています。サービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに合ったサービス内容の提供を検討します。

(上段が刈谷市、下段が他市町村)

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
地域活動支援センター事業	か所	2	2	2	2	2	2
		3	3	3	3	3	3
	人/月	57	61	65	69	74	79
		3	5	4	5	5	5

※実績については、2015年度、2016年度は3月の実績、2017年度は8月の実績。人/月は、実利用人数。

## 【任意事業】

地域生活支援事業の任意事業では、障害のある人や家族の生活、社会参加、就労等を支援するため必要なサービスを提供します。各種事業の見込み量を以下のように設定します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
日常生活支援							
移動入浴事業	人/月	6	6	8	9	10	11
日中一時支援事業	人/月	65	65	53	62	62	65
	回/月	383	334	344	372	372	390
社会参加支援							
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	講座数	4	4	4	4	4	4
	定員数	180	180	180	180	180	180
文化芸術活動振興	講座数	5	5	5	5	5	5
	定員数	100	100	100	100	100	100
自動車運転免許取得・改造助成	人	11	8	10	12	12	12
就業・就労支援							
更生訓練費給付	人/月	0	0	0	1	1	1
知的障害者職親委託	人	0	0	0	1	1	1

※実績については、2015年度、2016年度は3月の実績、2017年度は8月の実績。人/月は、実利用人数。（但し自動車運転免許取得・改造助成の実績は2015年度、2016年度は年間実績、2017年度は4月から9月までの6か月分の実績を2倍したもの）

### 3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み

#### (1) 障害児通所支援等

「障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことにより、児童福祉法に基づくサービスの見込み量を設定する必要があります。サービスの見込み量を以下のように設定します。

##### ■ サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育園等を利用している障害児に対して、障害児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で障害児通所支援を利用することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

##### 【サービスの見込み量】

障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

いずれのサービスも利用者が増加していることを踏まえ、サービス利用の増加率、障害児数の見込み等を勘案し、各サービスの見込み量を次のように設定します。また、2018（平成30）年度より新たなサービスとして居宅訪問型児童発達支援が開始されるため、重度の障害のある児童数を踏まえて見込み量を設定します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	人/月	60	82	65	71	73	75
	人日/月	965	928	791	923	949	975
医療型児童発達支援	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	9	13	13	13
放課後等デイサービス	人/月	140	172	178	188	198	208
	人日/月	1,272	1,847	2,139	2,068	2,178	2,288
保育所等訪問支援	人/月	11	14	6	20	20	20
	人日/月	26	18	8	24	24	24
居宅訪問型児童発達支援	人/月				6	6	6
	人日/月				24	24	24
障害児相談支援	人/月	52	71	30	60	62	64

※実績については、2015年度、2016年度は3月の実績、2017年度は8月の実績。人/月は、実利用人数。

### 【医療的ケア児に対するコーディネーター】

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、包括的な支援を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人				0	0	1

### 【見込み量の確保の方策】

- 放課後等デイサービスは利用者が毎年大きく増加していることを踏まえ、事業所の確保に努めます。また放課後等デイサービスガイドラインの周知を図り、各事業所の質の向上を努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援事業所に実施を働きかけ、サービスの提供体制を整備します。
- 障害児相談支援は、関係機関と連携し、適切な障害児支援利用計画の作成及びモニタリングが行われるよう努めます。

### III 計画の推進体制

# 1 計画の広報・周知

---

## (1) 市民・地域への周知・情報伝達

計画の推進にあたっては、市民や地域の理解促進が不可欠です。計画書概要版の配布やホームページでの公表等、様々な媒体を通じて本計画を広く市民に周知します。特に、障害や障害のある人に関する理解・啓発や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取組みは、地域との連携や地域住民の主体的な取組みが不可欠であることから、関係課との連携のもとで重点的な広報を行います。

## (2) 障害のある人やその家族への周知・情報伝達

障害のある人への周知にあたっては、当事者や家族等の意見を取り入れながら、合理的配慮の視点を踏まえ、わかりやすい情報発信を行います。

# 2 計画の推進

---

## (1) 障害福祉サービス等の円滑な提供

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、事業所情報の広報を行います。

障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものは、県や西三河南部西圏域の市とともに連携して提供体制の充実に取り組みます。

## (2) 庁内関係課との連携

計画を円滑に推進していくため、福祉総務課が中心となり、保健、医療等の福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくりなど障害者施策に関わる各分野との連携を図ります。



### **(3) 団体、事業者、その他専門機関等の関係機関との連携**

障害者施策を総合的に推進するには、行政だけでなく地域や団体、事業所等様々な主体との連携が必要です。社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者、医療機関、企業、公共職業安定所等と協働の視点に立ち、それぞれの役割を明確にしながら連携強化を図ります。

また、自立支援協議会や随時開催する各部会は各関係機関が一堂に会する場であるため、現状・課題の共有や、今後の取組みの協議の場として機能するよう運営を行います。自立支援協議会の各部会では、就労支援、相談支援、障害児支援等の具体的な協議を行うとともに各種関係機関の有する情報やノウハウの共有化を図ることができるよう支援します。

### **(4) 国や県、近隣市町との連携**

本計画は、国の法律、制度、県の方向性等を踏まえて策定しているため、国や県からの情報を随時収集し、内容を踏まえて障害者施策を推進します。また、専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合には、西三河南部西圏域の市をはじめ、近隣市や県との情報交換や連携を行い、対応に努めます。

### **(5) 国の動向に対応した見直し、変更点等の周知について**

今後、国から障害者制度に関する改正等があった場合、その内容を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。計画の内容に変更が生じた場合、速やかに変更点を市民、サービス提供事業者、関係機関、団体等に周知します。

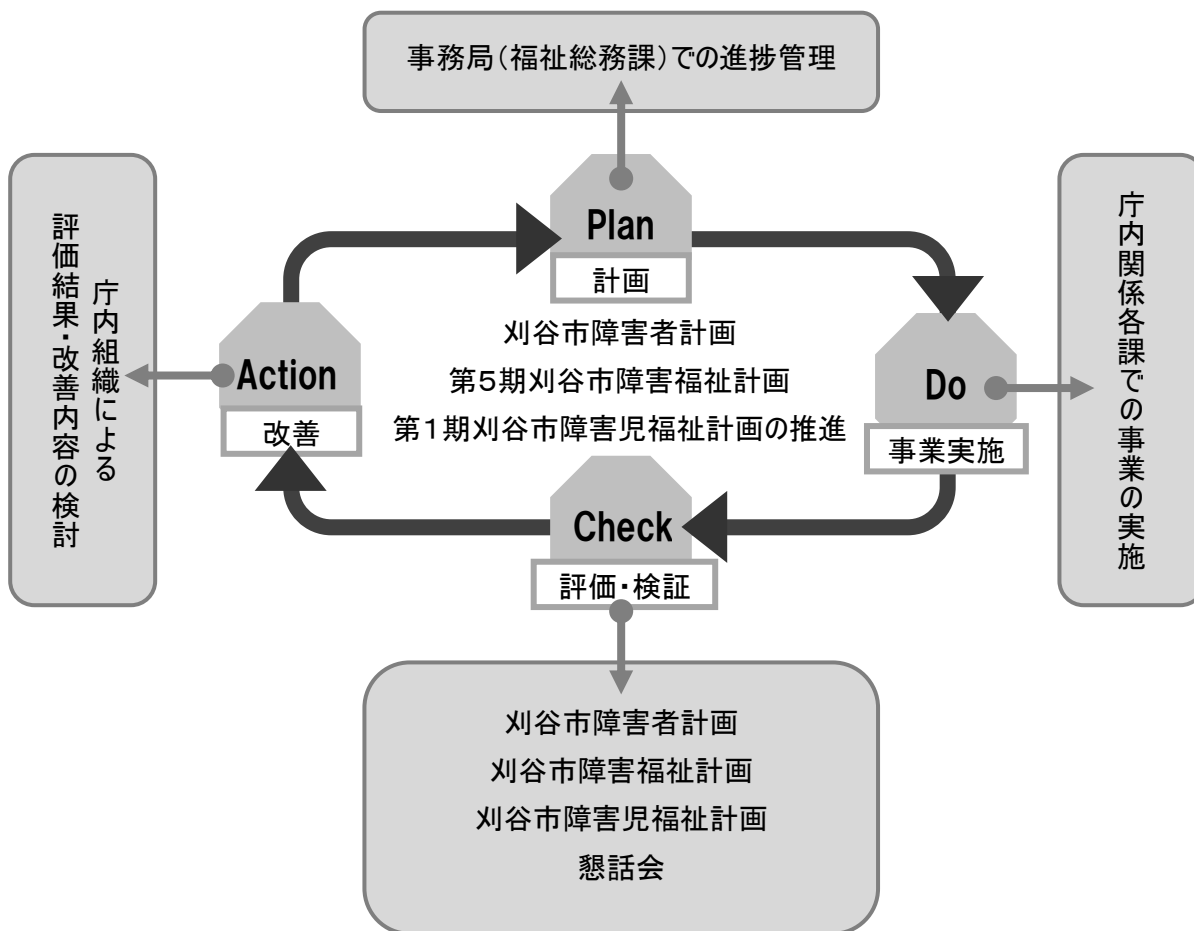
### 3 計画の進捗管理

#### (1) 計画の進捗管理手法について

本計画を着実に実行していくため、第5期刈谷市障害福祉計画、第1期刈谷市障害児福祉計画の成果目標の達成状況をはじめとして、PDCAサイクルに基づいて毎年、進捗状況の定期的な確認を行います。その結果について、刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会に報告し、市民視点、当事者視点、専門的視点から進捗状況を評価した上で、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直し等を行います。

#### (2) 庁内の連携体制について

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課からなる推進組織を設置し、定期的な協議を行います。



# 資料編

# 1 策定経過

年月日	内容
2016（平成28）年9月26日	2016（平成28）年度 第1回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画策定部会の開催
2016（平成28）年10月18日	2016（平成28）年度 第1回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画懇話会の開催
2016（平成28）年 11月14日～12月14日	刈谷市障害者計画・第5期刈谷市障害福祉計画策定にかかる市民意識調査の実施
2016（平成28）年 11月14日～11月30日	刈谷市障害者計画・第5期刈谷市障害福祉計画策定にかかるヒアリング調査の実施
2016（平成28）年 12月12日～12月27日	当事者団体、障害福祉サービス提供事業所を中心に面談によるヒアリング調査の実施
2017（平成29）年2月14日	2016（平成28）年度 第2回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画策定部会の開催
2017（平成29）年3月16日	2016（平成28）年度 第2回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画懇話会の開催
2017（平成29）年5月29日	2017（平成29）年度 第1回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会の開催
2017（平成29）年 7月11日～8月2日	庁内各課ヒアリングの実施
2017（平成29）年8月3日	2017（平成29）年度 第1回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会の開催
2017（平成29）年10月23日	2017（平成29）年度 第2回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会の開催
2017（平成29）年11月1日	2017（平成29）年度 第2回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会の開催
2017（平成29）年12月1日～ 2018（平成30）年1月4日	パブリックコメントの実施
2018（平成30）年1月17日	2017（平成29）年度 第3回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会の開催
2018（平成30）年1月24日	2017（平成29）年度 第3回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会の開催

## 2 懇話会

### (1) 懇話会設置要綱

刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会設置要綱  
(設置)

第1条 刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉計画及び刈谷市障害児福祉計画に関し、市民の意見を反映させるため、刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉計画及び刈谷市障害児福祉計画の策定、推進及び見直しについて意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 各種団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、懇話会の会議の議長となり、議事を整理する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## (2) 懇話会名簿

■2016（平成28）年度

（敬称略）

団体等名	役職名等	氏名	備考
愛知教育大学	前教授	都 築 繁 幸	会長
刈谷医師会	副会長	丸 上 善 久	
刈谷市歯科医師会	会長	宮 野 吉 和	
刈谷市薬剤師会	副理事	福 島 恵 子	
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会	副会長	鈴 木 米 子	第1回
	副会長	水 谷 さわ子	第2回以降
刈谷市ボランティア連絡協議会	副会長	塚 本 秀 子	
刈谷市社会福祉協議会	会長	杉 浦 芳 一	
社会福祉法人 観寿々会	施設長	橋 口 磨理子	
刈谷市障害者支援センター	所長	増 子 恵 子	
刈谷市身体障害者福祉協会	会長	平 野 健 司	
刈谷市肢体不自由児・者父母の会	副会長	大 谷 悟	
刈谷手をつなぐ育成会	会長	篠 原 真由美	
刈谷地域精神障害者家族会	会長	長 谷 川 宏	
刈谷地区心身障害児者を守る会	会長	鈴 木 小 枝	
刈谷児童相談センター	児童育成課長	武 田 靖 志	
衣浦東部保健所	健康支援課長	田 口 良 子	
刈谷公共職業安定所	就職促進指導官	岡 田 将 男	
刈谷市教育委員会	委員	神 谷 修	

■2017（平成29）年度

（敬称略）

団体等名	役職名等	氏名	備考
愛知教育大学	名誉教授	都 築 繁 幸	会長
刈谷医師会	副会長	丸 上 善 久	
刈谷市歯科医師会	会長	長 澤 恒 保	
刈谷市薬剤師会	副理事	福 島 恵 子	
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会	副会長	水 谷 さわ子	
刈谷市ボランティア連絡協議会	会長	塚 本 秀 子	
刈谷市社会福祉協議会	会長	杉 浦 芳 一	
社会福祉法人 観寿々会	施設長	橋 口 磨理子	
刈谷市障害者支援センター	所長	増 子 恵 子	
刈谷市身体障害者福祉協会	会長	平 野 健 司	
刈谷市肢体不自由児・者父母の会	会長	藤 井 孝	
刈谷手をつなぐ育成会	会長	篠 原 真由美	
刈谷地域精神障害者家族会	会長	長 谷 川 宏	
刈谷地区心身障害児者を守る会	会長	鈴 木 小 枝	
刈谷児童相談センター	児童育成課長	杉 本 一 正	
衣浦東部保健所	健康支援課長	塩之谷 真 弓	
刈谷公共職業安定所	就職促進指導官	中 野 みどり	
刈谷市教育委員会	委員	神 谷 修	

### 3 用語解説

用語	内容
医療的ケア	一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為。
インクルーシブ教育	障害のあるなしを問わず、すべての子どもがともに学ぶことを理念とする教育のこと。
刈谷市障害者自立支援協議会	相談支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として刈谷市が設置している協議会。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村または当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。
強度行動障害	直接的な他害（かみつぎ、頭突き等）、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要な人。
合理的配慮	障害者の権利に関する条約第2条により、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。
磁気ループシステム	聴覚障害のある人が使用する補聴器を補助する放送設備のこと。
児童発達支援センター	障害のある子どもを日々保護者のもとから通わせて、支援を提供することを目的とする施設。訓練を行う福祉型児童発達支援センターと、訓練及び治療を行う医療型児童発達支援センターがある。
社会的障壁	障害者基本法第2条により、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されている。
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。必要とされる支援の度合が低い側から区分1から区分6の障害支援区分が定められている。
障害児相談支援事業者	障害のある子どもが利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画（障害児支援利用計画）の作成を行う事業者。障害児相談支援事業者の指定は市町村が行う。
障害児通所支援	児童福祉法に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援を指す。障害児通所支援事業者の指定は都道府県が行う。
障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）	2006（平成18）年12月13日に国連総会で採択された。障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。



用語	内容
障害者就業・生活支援センター	障害のある人の職業生活における自立を図るために、就業及びそれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障害のある人の職業の安定を図ることを目的とし、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。
職親	知的障害のある人を預かって、その更生に必要な指導訓練、職業指導を行う人。
身体障害者手帳	「身体障害者福祉法」に基づき、身体障害のある人に交付される手帳。障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣の影響を受けて発症する病気の総称。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害のある人に交付される手帳。重度の側から1級から3級の等級が定められている。
成年後見制度	契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。
地域移行支援	障害者支援施設等の施設に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人について、住居の確保等の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の便宜を供与する。
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害のある人について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与する。
通級教室	小、中学校に通う比較的障害程度が軽い子どもが、通常学級に在籍しながら、その子どもの障害特性に合った個別の指導を受けるための教室。
統合保育	障害のある子どもと障害のない子どもを一緒に保育すること。障害のない子どもが障害への理解を深めたり、障害のある子どもが障害のない子どもから刺激を受けて成長し、社会性を身につけられるといったメリットがある。
特定健診 (特定健康診査)	40歳以上75歳未満の者に対し、内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健診。
特定相談支援事業者	計画相談支援(サービス利用支援及び継続サービス利用支援)及び通常の相談支援を行う事業所で、市町村長が指定するもの。
特定保健指導	特定健診でメタボリックシンドローム、あるいはその予備軍とされた人に対して実施される保健指導。
特別支援学級	障害の程度が比較的軽度の児童生徒を対象に、小・中学校に障害の種別ごと(知的障害や情緒障害等)に置かれる少人数の学級。
特別支援学校	障害の程度が比較的重度の児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼児部・小学部・中学部・高等部で行う。

用語	内容
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。2007（平成 19）年 4 月から「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられた。
特別支援教育コーディネーター	障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒への支援を充実するため学校に配置されるコーディネーター。学校内の関係者や関係機関との連絡・調整や、保護者に対する学校の窓口として機能する。
内部障害	心臓機能障害、呼吸器機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する人。外見では障害のあることがわかりにくく理解を得にくいため社会的に不当な扱いを受けやすい。
難病	原因不明で治療方法が確立されていない疾病。治療が極めて困難で長期間の療養を必要とし、介助者への経済的・精神的負担が大きいとため、医療費が高額となるものや良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものについては、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成される。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
ノーマライゼーション	障害のある人と障害のない人が地域で同じように生活することを当然とする社会の考え方。
発達障害	生まれつき脳の一部に障害があるため、発達の仕方が通常の子どもと異なる障害。自閉症やアスペルガー症候群等の広汎性発達障害（社会性の発達・コミュニケーション能力に障害があるなど）、学習障害（聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものだけができないなど）、注意欠陥多動性障害（ADHD）（年齢相応の注意力や集中力が続かず、落ち着きがないなど）などが含まれる。
バリアフリー	生活環境において、高齢者や障害のある人が普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）を取り除くこと。
ピアカウンセリング	障害のある人等、同じような経験や悩みを持つ人が相談に応じることで、悩みをわかちあい、助言するカウンセリングの手法。
避難行動要支援者	要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人）のうち、災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保に特に支援を要する人。
ファミリー・サポート・センター	地域において、子育ての援助をしてほしい人と子育ての援助をしたい人が会員となり、子育ての相互援助活動を支援する事業。
福祉的就労	一般企業等で就労することが困難な障害のある人に、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、知識と能力の向上のために必要な訓練を行うこと。
保育カウンセラー	専門的な援助技術・知識を持ち、保育園や幼稚園等で発達障害のある子ども等への対応について専門的な相談業務を行う人。

用語	内容
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害のある子どもについて、当該施設を訪問し、当該施設における障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与すること。
放課後子ども教室	小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な人の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを行う事業。
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。
放課後等デイサービス	学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害のある子どもについて、授業の終了後または休業日に事業所に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。
法定雇用率	「障害者雇用促進法」によって定められた民間企業・国・地方公共団体が障害のある人を雇用すべき割合。2018(平成30)年4月より雇用率が引き上げられるとともに、精神障害のある人の雇用が義務付けられる。
ユニバーサルデザイン	高齢者や障害のある人のみならず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。
要約筆記	聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝えること。
療育手帳	知的障害のある人に交付される手帳。重度の側からAからCの判定が定められている。

刈谷市障害者計画

第5期刈谷市障害福祉計画・第1期刈谷市障害児福祉計画

発行 年 月

発行者 刈谷市 / 編集 福祉健康部福祉総務課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL : 0566-62-1208

FAX : 0566-24-3481